

ヌルハチの対明関係とその展開過程について

——主として朝貢活動から見た——

増井寛也

はじめに

ヌルハチが建州女直を統一した万暦一六年（1588）以降、同四三年（1615）までのおよそ二八年間に、計三〇次にもわたって明王朝に朝貢を繰り返したことは、『明実録』をはじめとする明側史料に徴して隠れもない事実である。万暦一六年以後、後金国の建国と明王朝からの独立が宣言される万暦四四年まで、ヌルハチの対明関係はいくつかの段階を経過して変化したと考えられる。その間の紆余曲折を知るためには、対明関係を如実に反映するであろう朝貢のありかた、就中その断続性の分析が有効な視角を提供する。

にもかかわらず、従来、ヌルハチの朝貢活動を通して、その対明関係がいつ、いかなる要因によって、どのように展開していったのか、を問う姿勢は概して稀薄であった。その理由の一端は、朝貢という行為が名分上、華夷の峻別に立脚し、女直／女真（ジュシェン jušen）——以下、女直で統一する——の明王朝に対する臣従と忠誠を大前提としたため、ヌルハチ本人が自ら北京に進貢したり、朝貢使節団を派遣した事実を清朝側が忌避したところに帰される。たとえば、満文『満洲実録』の戊子（万暦一六）年条は、ヌルハチの建州統一に続けて、その経済的背景を下記のように述べている。

tere fonde daiming gurun i wanlii han de aniya dari elcin takûrame hûwliyasun dororo i
 その時に (1) 大明国の万暦帝に年ごとに使者を遣わし、平和の道をもって
 sunja tanggû ejehei ulin be gaime gurun ci tucire genggiyen tana, orhoda, ……hacin
五百道の勅書の財貨を獲得し、国より産する明珠、人參、……種々
 hacin i furdehe be beye de etume, fuşun šo, cing ho, kuwan diyan, ai yang duin duka
 の毛皮を身に着け、(2) 撫順所、清河、寛甸、鬩陽四処の関口
 de hûda hûdaşame ulin nadan gaime, manju gurun bayan wesihun oho.
に交易し、財貨を得て、マンジュ国は富貴となった。

明王朝（中華）の視点に立つならば、文中の下線（1）が朝貢および回賜（朝貢の反対給付）、下線（2）が互市交易に該当することは言を俟たない。『太祖武皇帝実録』（現存する最古の『太祖実録』）の漢文本が、(1)を「与大明通好、遣人朝貢、執五百道勅書、領年例賞物」と訳出するのも、漢人の論理からすれば当然であったが、『満洲実録』は下線部を「平和の道」（hûwliyasun dororo）と表記するだけである。この婉曲な表現がことさら選択されたのは、「貢納」（満洲語では alban jafambi）と直書することが、「勅書の財貨を獲得」する先行要件としての臣従（とその表明）をただちに想起させたからに相違ない。ともあれ、この記事以後、『満洲実録』に「朝貢」を仄めかす文章が再び現れ

ることではない。

ところで、上記の引用文に見える「勅書」*ejehe*とは、明王朝が永楽年間（1402-1424）以降、女直の統合防止、およびモンゴル勢力との分断を目的として、マンチュリア各地に設置した羈縻衛所の女直人首長に発給した各級（都督・都指揮使・指揮使など）の武官辞令を指す。この勅書は朝貢入京（と互市交易への参入）に不可欠の身分証であるため、「貢勅」とも呼称された。明王朝が建州女直と海西女直に発給した勅書は、清初の崇徳四年（1639）に至って太宗ホンタイジの勅命によってすべて回収焼却された（順治初纂滿文『太宗実録』崇徳四年六月二二日・二五日条）ので、たまたま『滿文老檔』に伝存した所謂「ムクン・タタン表」（ヌルハチが万曆三八年に開原經由で行使を予定した旧海西ハダ国の勅書三六三道のリスト）や、同じく『老檔』所載の「毛憐衛ランブルハン（郎孛児罕）勅書」¹⁾を除けば、朝貢に使用された勅書の詳細は不明である。

上述のとおり、ヌルハチの朝貢に関して清朝側の文献は意図的に沈黙し、勢い明側の文献に依拠せざるを得ない。ところが、その主要史料である『明実録』自体、ほとんどの場合、入貢の日付と入貢者の衛名・官職・人名（とその人物が代表する朝貢団の人数）、および型通りの迎接（「宴賞すること例の如し」が典型的）を短く事務的に記録するに過ぎないので、ヌルハチがいかなる意図をもって朝貢したのかを探ろうとすれば、ヌルハチ周辺の史実を勘案しながら、間接的に推論を組み立てる他ないのが実情である。そこで本稿では、まずヌルハチの朝貢活動に観察される断続性に着目して、万曆一六年以降の二八年間を数個の時期に区分した上で、それらが対明関係の展開過程にどう照応するのかを検証する、という手続きをとりたい。

一、朝貢の断続性と時期区分の設定

(1) 貢勅制と女直社会の変貌

行論の便宜上、はじめに衛所制と貢勅制が女直社会に及ぼした影響を一瞥しておくとおおよそ以下ようになる²⁾。明王朝は永楽年間（1402-1424）と宣徳年間（1425-1435）において、羈縻衛所制と貢勅制を一体的に運用して女直統御の実をあげるとともに、互市交易も併用して彼らの物質的欲求を満たすことで、モンゴル勢力との結合を防止した。ところが、やがて入貢者数の急増に起因する支出の膨張に悩まされ、正統年間（1435-1449）から天順年間（1457-1464）にかけて朝貢人数に制限を加えた。その結果、一年あたりの入貢者数は、建州女直が四百人（建州三衛各百人と毛憐衛百人）、海西女直が毎衛所各五人に抑制された。しかるに、女直はあらゆる対抗手段を尽くして制限枠を突破しつつ、不正勅書の使用と勅書の不正使用によって利益拡大を企てた。

再び入貢者数の増大に直面した明政府は、嘉靖一六年（1537）から同二〇年（1541）のある時期に至って、毎年入貢者数を海西女直全体で一千人（使用勅書一千道）以内、建州女直全体で五百人（使用勅書五百道）以内に制限した。この新たな朝貢制限体制は所定人数さえ超過しなければ、もはや衛所の別を問わず、しかも女直産物（貂皮・人参など）に対する需要は白熱化の一途をたどったから、強豪による貢勅（＝朝貢権・交易権）の兼併を不可避免的に発生させた。こうして勃興した豪族（アンバン *amban*）は集積した貢勅の分配権を介して、配下を統制する実質的基盤を掌握した。ここに明の貢勅制は期せずして、女直社会における地域権力形成の骨格となったのである。

かかるアンバンたちを糾合して登場した勢力が、海西女直では開原の近地に勃興したハダ

hada・イエヘ yehe 両国のハン han やベイレ beile (王に相当する称号) らであり、勅書一千道は両国によって分割された。一方、建州女直にあつては、撫順東方に興起したヌルハチが群雄を制し、万暦一六年に建州配当の貢勅五百道を独占する。それは建州女直の実質的な統一、すなわちヌルハチ政権 = マンジュ国成立の貢勅制的表現であった。ヌルハチ (称号スレ = ベイレ sure beile) ——後に sure kundulen han (1606), sure genggiyen han (1616) の尊号を奉呈される——はそれ以来、万暦四三年に至るまで、毎年のように朝貢団を北京に派遣するのみか、自身も朝貢団を率いて幾度となく本拠のフェ = アラ城 (万暦三一年以降はヘトゥ = アラ城) と北京を往還し、朝貢貿易と互市交易によって致富に邁進することになる。

(2) 後金建国前におけるヌルハチの朝貢活動

本稿での考察に資すべく、下記〔ヌルハチの朝貢活動一覧〕を作成する。この一覧表は万暦一六年から同四三年に至る建州女直 (毛憐衛を含む) の朝貢を『明実録』³⁾ を中心に網羅するとともに、各年度に対応するヌルハチ関連の重要史実を対照併載したものである。

〔ヌルハチの朝貢活動一覧〕

万暦年・月・日	建州女直入貢年表	西暦年・月	ヌルハチ関連大事年表
15		1587 ?	フェ = アラに居城を築く。
16・10・丙申／16	礼部題、建州衛女直夷人都督松塔等一百五十四人赴京朝貢。賜宴如例。	1588	この年、建州女直を統一 (= マンジュ国)、建州配当勅書 500 道制覇。
16・11・癸丑／4	礼部題、建州衛女直夷人都督指揮阿台等一百五十七人朝貢。賜宴如例。	4 9	ハダ国のアミン = ジェジェを娶る。 イエヘ国のモンゴジェジェを娶る。
17・5・己未／13	宴建州等衛女直夷人都督小童等八十二員名如例。	1589 9	建州衛都指揮使から都督僉事に陞叙される。
18・4・庚子／29	建州等衛女直夷人奴兒哈赤等一百八員名進貢到京。宴賞如例。	1590	
18・5・乙巳／5	建州等衛夷人都督都指揮松塔等九十七名赴京進貢。賜宴如例。		
18・7・庚申／21	建州左等衛女直夷人都督都指揮馬哈塔吉等進貢。宴賞如例。		
19・7・癸酉／10	建州等衛女直野人差阿台等進貢。	1591 1	長白山部ヤルギャン路を攻取る。
19・10・戊戌／6	建州衛女直夷人進貢。	? 11	海西イエヘ国がハダ・ホイファ二国を誘って、割地か服従を要求するも、これを峻拒する。 遼東総兵官李成梁 (任 1570-) が解任される。
20・8・壬寅／15	建州等衛夷人松塔等赴京朝賀。命宴賞如例。	1592 4	<u>日本軍、釜山上陸 (壬辰戦争開始)、一路漢城へ北上。</u>
20・10・丁酉／11	建州等衛進貢夷人都督指揮馬哈哈吉 (馬哈塔吉?) 等九十八名赴京進貢。賜宴如例。	7 8 9	<u>加藤清正の「オランカイ征伐」</u> 明廷に龍虎將軍号を要請し、かつ朝鮮による女直人殺害を訴える。 明・兵部が遼東都司を介して朝鮮に移咨し、ヌルハチに朝鮮救援の意図ありと打診。

万暦年・月・日	建州女直入貢年表	西暦年・月	ヌルハチ関連大事年表
21・閏11・丁亥／7	建州衛女直夷人奴兒哈赤等赴京朝貢。上命宴賞如例。	1593 3	日明が停戦交渉を開始。
			6 海西四国（イエヘ・ハダ・ウラ・ホイファ）がフブチャ寨に来襲。
21・12・乙丑／16	毛憐等（衛）女直夷人伏羊古等九十九員名来朝貢。宴賞如例。		9 海西四国等の九国連合軍が大挙襲来、これをグレ山に撃破する。
21・12・壬辰（壬申／23?）	毛憐等衛夷人都督都指揮伏羊古等九十九員名赴京進貢。賜宴賞。		10 長白山部のジュシエリ路を攻取る。
		閏11	長白山部のネイエン路を攻取る。
22・正・己酉／30	毛憐等衛夷人失刺卜等一百員名進貢到京。宴賞如例。	1594 1	モンゴルのホルチン部とハルハ五部が遣使通好。
23・8・丙寅／26	建州等衛女直夷人速兒哈赤等赴京朝貢。命如例宴賞。	1595 6	ホイファ国のドビ城を攻取る。
			10 採参女直人殺害事件につき、明の遊撃胡大受（平壤駐留）が部下と朝鮮の通事河世国をフェ＝アラに派遣して説諭する。
23・8・己巳／29	宴建州等衛夷人少童等九十九名。		11 建州の使者馬臣が満浦に到着。
23・9・辛未／2	宴毛憐等衛貢夷尚加禿等。		12 朝鮮の答礼使申忠一がフェ＝アラに赴き、内情探査にあたる。
23・9・己丑／20	宴毛憐等衛夷人尚加禿等九十九名。		? 明朝廷から龍虎將軍号を獲得。
23・10・戊辰／29	建州左等衛都督等官馬哈塔吉等一百名、赴京進貢方物。宴賞伴送如例。		
24	（奴兒哈赤）附貢夷奏、益盛称總五十三酋、捍虜勞苦、乞折賞。（『東夷考略』建州攷）	1596	
25・5・甲辰／14	建州等衛都督指揮奴兒哈赤等一百員名進貢方物。賜宴賞如例。	1597 1	海西四国と講和し、通婚を誓約。
		2	前年九月の日明講和交渉決裂により、日本が朝鮮再派兵を決定する（壬辰戦争再開）。
25・7・戊戌／9	建州等衛夷人都督都指揮速兒哈赤等一百員名、納木章等一百員名、俱赴京朝貢。賜宴如例。		
26・10・癸酉／21	宴建州等衛進貢夷人奴兒哈赤等。	1598 1	ワルカ部のアンチュラク路を攻取る。
		2	ヌルハチ、経略禦倭兵部尚書邢玠に日本軍討伐の意思を表明。
		11	日本軍の半島撤退、壬辰戦争終結。
27		1599 1	東海フルハ部がはじめて来貢。
		9	ハダ国を攻め、国主メンゲブル以下、国人をフェ＝アラに拉致する。
28		1600 4	メンゲブルを誅殺し、一旦ハダ国を滅ぼす。
29・8	（奴兒哈赤）与那林孛羅各（請）補双貢。（『東夷考略』建州攷）	1601 7	明の要求によりハダ国を再興するも、ほどなく再びこれを併合する。
29・12・乙丑／2	宴建州等衛貢夷奴兒哈赤等一百九十九名。		8 李成梁、遼東総兵官に復職（→鉞税太監高淮と結託）。
(30・6・戊申／18)	去歳（万暦29年）建州奴兒哈赤補進二貢。		11 ウラ国のアバハイを娶る。
			? 三百人制ニルを施行する。
30・3・丙寅／4	宴建州左等衛貢夷馬哈哈（馬哈塔吉?）等一百名。	1602	
31		1603 ?	ヘトゥ＝アラに遷居する。

万暦年・月・日	建州女直入貢年表	西暦年・月	ヌルハチ関連大事年表
		?	李成梁らが「驅民棄地」(-1605)を実施する。
		9	モンゴジェジェが病没する。
32・5・甲戌/24	宴建州等衛進貢夷人三百九十九名。	1604	1
32・6・乙未/16	建州毛憐等衛夷人都督台失等一百名、進馬二百匹、補二十二、三年分貢。給双賞絹鈔等如例。		
34・12・戊戌/4	建州衛都督都指揮速兒哈赤等入貢。(『国権』)	1606	8
			8
			12
35		1607	3
			5
			9
36・3・丁酉/10	礼部(侍郎楊道賓)言、「……近遼東鎮撫官会題本内、有奴酋不肯進貢了、搶了罷等語。……」	1608	3
36・3・乙巳/18	大学士朱賡等言、「建酋桀驁非常、……恃強不貢已經二年。又勒買參斤、多索車價。……」		5
36・3・辛亥/24	諭兵部、「……其遼東建酋不思国恩、不遵貢典、招亡納叛、意欲何為。地切陵京。豈容如此怠忽。……」		6
36・9・辛卯/7	建夷奴兒哈赤入貢。(撫順関を通過した時点を指す)		11
36・9・辛卯/7	得旨、「補貢夷人、兵部行文遼東鎮撫官、查明放入、如有吞并冒頂領賞、不許混進。」		
36・9	奴兒哈赤混入南関勅三百六十三。(『東夷考略』海西攷)		
36・12・乙卯/2	頒給建州等衛女直夷人奴兒哈赤・兀勒等三百五十七名貢賞如例。		
36・12・甲戌/21	頒給建州右等衛女直夷人速兒哈赤等一百四十名貢賞如例。		
37・2・甲寅/2	時建州夷人朝見、有火哈等二名出班次、衝御道、投擲印文一紙、詞極謾。大略言、彼疆界九百余里、以新立碑碣為卷案。……其意為阻撓勘地者。	1609	1
			3
			5

万暦年・月・日	建州女直入貢年表	西暦年・月	ヌルハチ関連大事年表
		9	フルハ部のニンクタ来襲を撃退する。
38・5	奴兒哈赤差火真稟驗貢本、願去車働、減貢夷、退還地界。（『全遼略記』巻10・遼東略）	1610 2	ウエジ部のフイエ路を攻取る。
38・?	時不許貢者二年矣。其人參浥爛、至十余万觔。奴（奴兒哈赤）亦窘。（『武備志』巻228・女直考）	11	ウエジ部のナムドゥル等四路を従属させる。
39・6・丁亥／19	（奴酋）近日叩関甚切、求貢甚急。諭之撤車働、則撤。諭之減人数、則減。雖似順服、豈無深情。	12	ウエジ部のヤラン路を攻取る。
39・6・（丁酉／29）	科（臣）議、則請積建州為外懼、姑置侵地、先許貢、救寧東方。……（兵）部覆、如科臣言。（『東夷考略』建州攷）	1611 7	ウエジ部のウルグチェン路、ムレン路を攻取る。
39・10・戊寅／12	頒給建州等衛補貢夷人奴兒哈赤等二百五十名各双賞絹疋銀鈔。	8	シュルガチが病没する。
40		12	フルハ部のジャクタ路を攻取る。
41		1612 9	ウラ国に出兵し六城を攻取り、駐屯軍を残して撤兵。
42		1613 1	ウラ国を攻滅する。
		3	ハダ国故地の開墾を明が阻止し、撫順・清河での和糶も禁止する。
		9	庶子バブハイを質子として差し出すも送還される。 イエへ国の大小一九城を攻取り、明の詰責を受ける。
		?	建州域内の空地に屯田し、穀物増産に励む。
43		1614 3	ハダ国故地の開墾を再開するも、明が中止を説諭する。
		5	「退地定界」を受諾する。
		11	ウエジ部のヤラン・シリン両路に派兵。
43・2・乙未／18	宴建州等衛夷人。	1615	この年、八旗制を創始する。
43・3・丁未朔	兵部以建州・海西夷人進貢上聞、……（奴酋）此番進貢、止大針等十五名。		（翌1616年正月、ゲンギエン＝ハンに即位建国、国号後金）

備考：〔建州女直入貢年表〕欄の典拠は、特に注記しない限り『明実録』である。また、ヌルハチ（奴兒哈赤）と同母弟シュルガチ（速兒哈赤）の入貢には網掛けを施した。

：明らかに同一の入貢例は〔入貢年表〕〔年月日〕欄の日付に網掛けを施した。

：〔ヌルハチ関連大事年表〕の主たる典拠は『満洲実録』、『明実録』、『東夷考略』、閻崇年『努爾哈赤伝』1983巻末の「努爾哈赤年譜」などであり、壬辰戦争に関しては北島万次『豊臣秀吉の朝鮮侵略』1995を参照した。

：同じく〔大事年表〕〔西暦年・月〕欄の〔?〕は月次不明を示す。

：〔大事年表〕の下線部は「壬辰戦争」関連の事項であることを示す。

(3) ヌルハチの朝貢活動——その特色と時期区分——

上掲〔建州女直入貢年表〕(以下〔入貢年表〕)を通観するとき、ヌルハチの対明朝貢は概ね毎年基調で実施されながらも、三つの顕著な傾向によって特色づけられることが分明する。特色の第一はヌルハチが余人に委ねず、本人自ら北京に進貢した年度が一再ならず記録される事実であり、後述するように結論的には以下の七次を数える。

- (1) 万曆一八年 (2) 万曆二一年 (3) 万曆二五年 (4) 万曆二六年
(5) 万曆二九年 (6) 万曆三六年 (7) 万曆三九年

生涯を通じてスレ sure (満洲語で「聡明な」を意味する)を冠して称されたほど、明敏で抜け目のないヌルハチが、単に明王朝への忠誠を表明するためだけに、直々に入京したとは到底信じ難い。そこには他ならぬヌルハチ本人による忠順表明を必要とする理由、もしくは忠順表明以上に切実な理由があったと看做すべきである。

特色の第二は、ヌルハチの朝貢活動全体を通じて、下記のような中断(二ないし三年連続の中断(1)・(3)・(4)、および隔年の中断(2))が観察される事実である。

- (1) 万曆二七・二八年 (2) 万曆三一・三三・三五年 (3) 万曆三七・三八年
(4) 万曆四〇・四一・四二年

人参の保存法を発明したほど商魂たくましいヌルハチが、互市交易と並ぶ商利獲得の機会である朝貢⁴⁾を断念した背後には、そうした事態を招いた、対明関係をめぐる何らかの不調や障害があったと考えられる。まして朝貢の本質が明王朝に対する義務化された臣従儀礼である以上、その中断ないし不履行はなおさら重視されねばならない。

特色の第三は、朝貢の中断、ことに万曆二七・二八年、万曆三一・三三・三五年、万曆三七・三八年の各中断期間が、ヌルハチ本人の進貢入京(万曆二九・三六・三九年)によって終止符を打たれるのみか、そのどれもが性質上「補貢」を名目としたという事実である(〔入貢年表〕の該当年度参照)。こうした現象は、第一・第二の特色に関する上記の認識が失当でない限り、対明関係の不調が修復ないし緩和された結果であると再解釈し得る。万曆四〇・四一・四二年の朝貢中断に対する同四三年の朝貢も、ヌルハチ本人の補貢に準じて理解可能だとすれば、朝貢の中断とヌルハチ本人の補貢を指標として、以下に提示したような時期区分が成り立つであろう。

なお、各年度のうち、網掛けは朝貢が中断した年度、囲みはヌルハチ本人が朝貢した年度、修飾のないものはヌルハチが配下(シュルガチを含む)を朝貢使節として派遣した年度をそれぞれ示す。また、年度の右肩に付したアラビア数字は、当該年度に複数回(2~4回)の進貢があったことを示す。

第Ⅰ期 万曆一六²・一七・一八³・一九²・二〇²・二一²・
二二・二三⁴・二四・二五²・二六年

第Ⅱ期 万曆二七・二八・二九年

第Ⅲ期 万曆三〇・三一・三二²・三三・三四・三五・三六²年

第Ⅳ期 万曆三七・三八・三九年

第Ⅴ期 万曆四〇・四一・四二・四三年

問うべきはこの時期区分と対明関係との相関性であり、以下の論述はその当否を具体的に検証することを目的とするが、時期区分の前提としてまずヌルハチ本人の進貢入京年度を明示しておかねばならない。この問題を専論した閻崇年氏は『明実録』・『国権』を根拠に、ヌルハチ自身の北京入貢を①万曆一八年四月庚子、②万曆二〇年八月丁酉、③万曆二一年閏一月丁亥、④万曆二五年五月甲辰、⑤万曆二六年一〇月癸酉、⑥万曆二九年一二月乙丑、⑦万曆三六年一二月乙卯、⑧万曆三九年一〇月戊寅の計八次と結論する⁵⁾。ただし、②に関する下記『明実録』の文面を見る限り、これをヌルハチ本人の朝貢と断すべきか否か、多分に疑問が残る⁶⁾。

- ・建州衛都督奴兒哈赤等奏文四道。乞陞賞、職銜、冠帶、勅書。及奏高麗殺死所管部落五十余名。命所司知之、并賜宴如例。
- ・建州等衛都督等官奴兒哈赤等進上番文。乞討金頂大帽、服色、及龍虎將軍職銜。下所司議行。
〔内閣文庫本〕 番文=モンゴル文（満文の創製は万曆二七年）

閻氏は下線部に着目して朝貢の証左と主張するけれども、これらの対照から判明するのはヌルハチが奏文を進上したことにとどまり、奏文それ自体は万曆二〇年派遣の朝貢使節に託されたものであったという見方も十分あり得る。

なお、上記の入京年度とは別に、『国権』万曆四三年三月丁未朔条に

建州海西衛奴兒哈赤等入貢。建州日強、每入貢千五百人。橫索車働、毆馱卒。当事裁之、令在辺給賞。至是止十五人。

とあり、ヌルハチの進貢入京を明記する。この入京について、閻氏は同じ日付の『明実録』が大針ら一五名の入貢を記すにとどまり、ヌルハチの名を欠くこと（〔入貢年表〕）、また万曆四三年三月時点でヌルハチがヘトゥ＝アラにいた裏づけが複数あることをもって、ヌルハチ本人の入京はなかったと説いており⁷⁾、そこに異論を差し挟む余地はない。

結局のところ、②の入京問題が未解決のまま残るわけであるが、追って立証するように筆者は②を除外する立場を採るので、さしあたりヌルハチ本人の入京は①③④⑤⑥⑦⑧の計七次であったと理解しておきたい。

二、ヌルハチの朝貢活動と対明関係の展開—前期—

第Ⅰ期：万曆一六—二六年

朝貢の頻度と密度に照らして、この時期を性格づける特徴はヌルハチの明に対する鮮明な臣従姿勢でなければならない。ヌルハチは万曆一六年に最初の朝貢団を派遣して以来、同二六年までの一一年間に二一次もの朝貢を繰り返し、全朝貢回数の実に三分の二を占める。のみならず、この時

期は一年間に複数回の進貢を記録した全九ヶ年中の七ヶ年、ならびにヌルハチ本人が北京に進貢した全七ヶ年中の四ヶ年が集中する。

さて、ヌルハチ本人が最初に入京した万暦一八年は、前年の万暦一七年九月に実現した都督僉事陞職に鑑みて、謝恩を含意したことは疑いを容れない。以下、『三朝遼事実録』（首巻総略・建夷）の記述を通じて、ヌルハチの陞職に至る背後事情を説明しよう。

(1) (万暦)十七年、建州夷酋奴兒哈赤以姻歹商、先入貢。且以斬叛夷克五十、乞陞賞。加都督秩、以此遂雄長諸夷。(2) 奴 (= 奴兒哈赤)、姓佟、建州枝部也。先是李寧遠 (= 寧遠伯李成梁) 擣阿台、夷其巢。奴兒哈赤祖叫場、父塔失並從征、……因兵火死于阿台城下。……(成梁) 虜各家勅書無所屬、悉以屬奴。奴雖得王杲勅、人多不服。乃結婚北関、以資其勢。勢漸強、事中国頗恭勤。後稍蚕食張海・色失諸酋、及与歹商争張海、因約婚罷兵。

この文章は文脈上、(1) と (2) に区分され、(2) は (1) の説明部分に相当する。(1) によれば、ヌルハチは万暦一七年、女直人が望み得る武官最高位の都督職（厳密に言えば都督僉事）に陞り、これを端緒として「遂に諸夷に雄長」となるに至る。ヌルハチは万暦一六・一七年に朝貢団を派遣し（〔入貢年表〕）、都督僉事陞職までに着実に実績を積み上げていた。ここに父祖の貢献（下記）と叛夷克五十の捕斬が加味されて、明朝廷はヌルハチの都指揮使から都督僉事への陞職を承認したのであった。

(2) はヌルハチ抬頭の背景を説明する。まず入貢に必要な勅書の獲得事情はつぎのとおりであった。万暦一一年に遼東総兵官の李成梁がアタイ（王杲の子阿台）を討滅した際、嚮導として協力したヌルハチの祖父ギョチャンガ（叫場）と父タクシ（塔失）が戦闘の巻き添えになって誤殺された代償として、李成梁が王杲旧有の勅書（『東夷考略』「建州攷」は二〇道、『満洲実録』は三〇道とする）をヌルハチに授与したのだという。一説によれば、ヌルハチが都指揮使に叙任されたのもこのときであった（『清皇室四譜』）。かくて勅書を得たものの、なお「人は多く服さず」、そこでヌルハチは「北関（イエハ国）と結婚し、以て其の勢に資し」た。当時海西随一の強国イエハから妻（モンゴジェジェ）を迎えたことは、海西の下風に立つ建州「夷酋」たちに対する威信誇示に大きく役立ったであろう。

「勢漸く強く」なって建州「夷酋」の一角に登場したヌルハチは、「中国に事えて頗る恭勤」な姿勢を堅持しながら、建州勅書の兼併を進め、遂に全五百道の制覇を達成する。その過程でヌルハチは建州諸酋を蚕食し、ジャハイ（張海）なる一豪族^{アンバン}の帰属をめぐってハダ国（南関）のダイシャン（歹商）と争う。ハダ国擁護の立場から明が仲裁に入ると、「恭勤」なるヌルハチは和解提案を受け入れ、ダイシャンの妹アミン＝ジェジェ（安明姐）を側室に迎えて矛を収めた（万暦一六年）。

以上見るごとく、勃興初期のヌルハチにとって、明王朝への恭順がもたらした武官最高位の都督職と朝貢（および互市）の利権は、自らの権力と権威を確立していく上で、紛れもなく最大の政治的経済的資本であった。

万暦一八年の入京がヌルハチ一個人の陞職に関連したのに比して、万暦二一・二五・二六年のそれは背後に對外情勢の激変が存在した点で決定的に相違する。〔ヌルハチ関連大事年表〕（以下〔大事年表〕）と対照すればただちに分明するように、三次に及ぶヌルハチ本人の入京は、豊臣秀吉が発動し、朝鮮・明を巻き込んだ「壬辰戦争」（1592-1598）⁸⁾とまさしく並行していた。

壬辰戦争とヌルハチの関係を多角的に考察した桂勝範氏は、古くは稲葉君山（岩吉）が提唱して以来、「明と朝鮮が戦争に縛られ、結果的に倭乱はヌルハチに成長の機会を与えた」⁹⁾ という言説が、実証的な裏づけを欠くままに広く受容されてきたと批判する。ここから出発して桂氏は「ヌルハチが倭乱の期間中、実際にどれほどその勢力を膨張させ成長したのか、また、それが倭乱と前後する時期と比べて、どの程度の差異と重要性を持つのか」¹⁰⁾ を検討した結果、壬辰戦争以前と以後においてヌルハチ勢力の膨張が比較的活発であったのに反して、戦争中のそれは不活発であり、戦闘があったとしても、性質上防禦的であったという意外な結論に到達する。

この点に関する桂氏の所論を、〔大事年表〕¹¹⁾ に即して、やや詳しく解説してみよう。建州女直を統一した翌年の万暦一七年（1589）、ヌルハチの軍事的膨張は一旦停止し、万暦二一年（1593）九月に新興マンジュ国の撃滅を期して攻め寄せた海西フルン四国（イエヘ・ハダ・ウラ・ホイファ）とホルチン部等の九国連合軍三万をフェ＝アラ西方のグレ山に迎え撃ち、これを大破する。にもかかわらず、ヌルハチは勝利に乗じてフルン四国に積極的な反攻を試みるどころか、万暦二六年（1598）までは長白山部やワルカ部に対する小規模な派兵とそれら部衆の徙民に終始する。

しかるに、万暦二七年以降、ヌルハチは俄然膨張政策を再開し、万暦四一年（1613）まで続行する。すなわち、フルン四国のハダ・ホイファ・ウラ三国を順次滅ぼす一方、ワルカ、ウエジ、フルハなど東海諸部に対する頻繁な派兵と徙民を進展させる。以上の推移を換言すれば、マンジュ国の軍事的膨張には万暦一八－二六年（1590-1598）の休止期間が観察され、奇しくも壬辰戦争の継続期間と一致する。

かりに壬辰戦争が「ヌルハチに成長の機会を与えた」のなら、ヌルハチが当該戦争中、かえって軍事的膨張を抑制したように見えるのはなぜか。問題の期間中、マンジュ国の北方には海西フルン四国がなお健在であり、南方の朝鮮半島には日本軍と明の朝鮮救援軍が交戦、対峙していた。かかる局面において膨張政策を続行することは無謀に近く、むしろ慎重な情勢分析と対外関係の安定こそが急務とされたであろう。たとえば〔大事年表〕から摘記すると、ホルチン部・内ハルハ五部といったモンゴル勢力との通好（1594）や、明への忠勤（頻繁な朝貢、被擄漢人の送還、辺境の保安）とそれに伴う栄爵龍虎將軍号の獲得（1595）、採参女直人の殺害事件を契機とする朝鮮との外交折衝（1592-95）、宿敵海西フルン四国との和睦（1597）などは、その努力の表出に他ならない。

こうしたヌルハチの行動と相反するかに見える現象が、壬辰戦争が勃発した万暦二〇年の九月と、壬辰戦争が再開した翌年（万暦二六年）の二月、二度にわたってヌルハチが明を介して朝鮮に、数万人規模の援軍を派兵し、日本軍を征討したいとの意思を打診したことである。いずれの救援表明も、国難の上に国難を重ねるのみと判断した朝鮮側の拒絶に遇い、実現するには至らなかった。桂氏の見解では、二回の提案ともヌルハチが「真剣に派兵の意思を伝えたというよりは、自らの実力を誇るための外交的ジェスチャー」¹²⁾ と評価される点で大差はなく、事実、当時のヌルハチは精兵数万人を苦もなく派兵し得るだけの軍事力を保有してはいなかった¹³⁾。

以上、本稿と関連する範囲内で桂氏の見解を要約してみた。同氏の鋭い着眼と周到な分析から導かれた結論に賛意を禁じ得ないものの、壬辰戦争中におけるヌルハチの朝貢活動は「明との友好増進を図って朝貢の使臣を定期的に派遣し」、壬辰戦争再開後には「自ら直接朝貢の使臣を率いて北京を二度も訪問した」¹⁴⁾ と評価されるに過ぎず、ことさらヌルハチの意図を探ろうとする姿勢は看取されない。しかしながら、ここで問題としている三次の入京が、第一に壬辰戦争の交戦期間とま

さしく重複しただけでなく、第二に万暦二一年の入京が壬辰戦争勃発と第一次派兵提案の翌年、同二五年の入京が壬辰戦争再開の直後、同二六年の入京が第二次派兵提案の翌年にそれぞれ位置し、第三に万暦二五・二六年はヌルハチ本人の入京が連続した唯一の年度であること、これら三点を総合的に勘案すれば、ヌルハチの入京は明への忠順誇示にとどまらず、北京中央の動向を通じて戦争の帰趨を自身の目で探ろうとする意図に発したと見て誤らない¹⁵⁾。

とするなら、朝鮮派兵提案にも「ジェスチャー」以上の意味を読み取るべきではあるまいか。そもそもヌルハチの第一次派兵提案は、朝鮮と隣接する建州もいずれは日本軍に侵犯されるに相違ないという危機感に由来しており、それが強ち杞憂でなかったことは加藤清正が長駆、豆満江流域（朝鮮東北辺境）のワルカ部に侵入した、所謂「オランカイ征伐」（万暦二〇年七月末－八月末）によっても明らかであろう。また、なるほど数万人規模の援軍派遣は誇大な主張であったにせよ、ヌルハチ麾下の最精鋭を明の禦倭副総兵李如梅（李成梁の第五子）が「此の賊（老羅赤）の精兵は七千にして、帯甲する者は三千なり。此の賊七千は倭奴十万に当るに足る」（『李朝実録』宣祖三十一年 [1598] 二月戊午条）と評した事実は、ヌルハチと縁の深い李氏一門の発言だけに軽視できない。

このように派兵提案は、それなりの動機と軍事的裏づけがないわけではなかった。とはいえ、後述するように万暦二〇年当時、イエへ国を筆頭とするフルン四国の脅威にさらされていたヌルハチは、自衛を最優先せねばならず、朝鮮派兵どころではなかったことも確かである。そこで注目されるのが荷見守義氏の説得的な見解であって、ヌルハチは派兵提案によって明の歡心を買ひ、もってイエへ国牽制に利用したと主張する¹⁶⁾。

あわせて付言すれば、万暦二一年の入京がグレ山での大勝後に、また同二五年・二六年の入京がフルン四国との和睦成立後に、それぞれ記録されているように、ヌルハチはフルン四国に対する軍事的優勢と緊張緩和を背景に、安んじてフェ＝アラを留守にし得たのであった。こうした相違を考慮すれば、第二次派兵提案は客観的に見て、第一次提案に勝る実現可能性を有したと評価し得る。

第Ⅱ期：万暦二七－二九年

万暦二六年まで表向き明に対する恭順姿勢を貫いたヌルハチは、万暦二七・二八年の朝貢中断を経て第五次入京（万暦二九年）の挙に出る。朝貢中断を含むこの三年間は、〔大事年表〕に対照して、時期的にちょうどヌルハチのハダ国併合と重複する。ハダ国の併合に至る経緯は、やや時期を遡ってヌルハチと海西フルン四国、特にハダ・イエへ両国との関係から説き起こす必要がある。

ハダ国（南関）は明の厚い信頼を後盾に、ワン＝ハン時代に海西四国のみか建州北部にも覇を唱え、三〇年におよぶ遼東東部辺境の安定に貢献した。しかるに、その晩年、イエへ国（北関）のチンギャヌ・ヤングヌ兄弟の巻き返しに苦悩し、憂憤のうちに没する（万暦一〇年）。後を継いだワンの長子フルガンが一年を経ずして他界すると、政権はメンゲブル（ワン第六子）、ダイシャン（フルガン長子）、カングル（ワン庶子、万暦一六年病没）の鼎立に委ねられた。求心性を失ったハダ国はますます衰退し、これに乗じてイエへ国が一段と攻勢を強めることになる。明軍はチンギャヌとヤングヌを開原に誘殺してハダを救援するが、チンギャヌ長子ブジャイとヤングヌ次子ナリンブルのもとで勢力を挽回した。そこで、万暦一六年、李成梁はイエへ国本拠を攻撃し、海西勅書一千道の均分を条件にハダ国との和解を取りつけるのであるが、所詮は一時を糊塗したに過ぎなかった。

ブジャイとナリンブルは当初、メンゲブルとカングルを懐柔し、謀略によってダイシャンを除い

た。『三朝遼事實録』は前掲の記事に続けて、以下のようにいう。

越二年（=万曆十九年）、歹商死。先是卜寨亦以女許歹商。那林孛羅妻、則歹商姉也。……歹商往卜寨受室。因過視姉。中途、那・ト二酋陰令部夷擺思哈射歹（=歹商）殪。……事在十九年正月。時奴兒哈赤妻明安姐方歸、哭兄歹、亦為卜寨所擄取。索之再三、不与。転開原為代索、亦不与。於是奴与北関絶。

ブジャイ（卜寨）・ナリンブル（那林孛羅）が、ブジャイの娘を娶りにイエへ国を訪れたダイシャンを謀殺したのが万曆十九年正月であるから、ヌルハチの妻明安姐（正しくは安明姐^{アミンシエジエ}）が兄ダイシャンの弔いに本国に帰った際にブジャイに劫掠された事件は、正月ないしその後間もなく発生したはずである。ヌルハチは妻の身柄を再三イエへに要求するが拒絶され、開原当局を介した交渉も徒勞に終わり、イエへ国との関係は決定的に悪化した¹⁷⁾。これまた万曆十九年か、遅くとも二〇年にかけての時期であろう。同じ万曆十九年、反ヌルハチの急先鋒たるイエへ国は、ハダ国主のメンゲブル、ホイファ国主のバインダリと語らい、共同でヌルハチに対して割地に応ずるか、服従せよと迫ったものの峻拒に遭い、双方の緊張が極度に高まりつつあった。

万曆一九-二〇年の情勢は、おおよそ以上のようなものであった。フルン四国との対立は、万曆二一年の六月と九月、遂に武力衝突に発展する。ことに九月に発生したグレ山の決戦では、彼我の戦力差を覆してヌルハチが大勝を博したばかりか、総帥の一人ブジャイまでも討ち取った。意気阻喪したイエへ国は鳴りを潜め、露骨なヌルハチ敵視策の修正を迫られる。軍事的緊張が現実の武力衝突に発展したこの時期に、ヌルハチが本拠のフェ＝アラを留守にして入京できるはずもなく、よって件の万曆二〇年はヌルハチの入京年度から除外されねばならない。対する翌万曆二一年の入京はグレ山の決戦に勝利した直後にあたり、ヌルハチは後顧の憂いなく意気揚々と進貢に臨んだことであろう。

翻って思うに、万曆二〇年にヌルハチが入京しなかったとすると、一体だれがヌルハチの奏文を明朝廷にもたらしたのであるか。どうやらそれはヌルハチ配下の貢夷馬三非（馬三飛）であったらしく、『東夷考略』「建州攷」は第一次朝鮮派兵提案にふれて、

後三年（=万曆二十年）、倭陷朝鮮。中朝徵兵檄如雨。貢夷馬三非称、「建州与朝鮮錯壤。奴酋忠義、控弦数万、可檄征倭報効。」不果。

と記述する。馬三非のより詳細な発言内容が『李朝実録』宣祖二五年（万曆二〇年）九月甲戌（一八日）条に見える。

上御便殿、引見大臣・備辺司堂上。……韓応寅（工曹判書）曰、「……兵部令遼東都司移咨、有曰『今拋女真建州貢夷馬三非等告称、“本地与朝鮮界限相連。今朝鮮既被倭奴侵奪、日後必犯建州。奴兒哈赤部下原有馬兵三四万、歩兵四五万、皆精勇慣戦。如今朝貢回還、对我都督説知。他是忠勇好漢、必然威怒、情願揀選精兵、待嚴冬氷合、即便渡江征殺倭奴、報效皇朝。』』拋此情詞、忠義可嘉、委当允行、以攘外患。但夷情叵測、心口難憑。況事在彼中、遽難准信。……」

遼東都司を經由した兵部の咨文によって、馬三非が万曆二〇年に朝貢入京したこと、ならびに第一次派兵提案の理由が「今朝鮮は既に倭奴に侵奪せられ、日後必ず建州を犯さん」という危惧にあったこと、この二点が明白であろう。下線部のとおり馬三非の入京目的が朝貢であったのなら、〔入貢年表〕に照らして松塔らの率いた建州衛朝貢団の一員であったに違いなく、その折に朝鮮派兵を兵部に申し入れたとの推定が成り立つ。してみると、ヌルハチの龍虎將軍加封を奏請した（実現は三年後）のも馬三非であったことになるが、実はそれ以前ヌルハチの都督僉事陞叙を要請する番文の稟帖を遼海參政の栗在庭に進上したのも馬三非その人であった¹⁸⁾。さらにこの人物は「老乙可赤次將」¹⁹⁾と称され、子の馬臣（馬信〔本名時下〕、「老乙可赤副將」²⁰⁾とともに、明・朝鮮との折衝に任じられた腹心であったから、ヌルハチの朝鮮救援を代弁するには最適の人選であった。

ところで、カングル・ダイシャンの死後、単独の国主となったメンゲブルは、今度は自分がイエヘ国の猛襲にさらされ、万曆二七年（1599）にはヌルハチに質子を納れて、援軍を請うまでに窮迫した。『東夷考略』『海西攷』はその顛末を、

北関那林孛羅乃復糾虜、数侵猛酋（＝猛骨孛羅）。二十七年五月、大焚掠猛骨孛羅寨。猛酋不支、急以子女質建州奴兒哈赤借兵。那林孛羅恐、則布飛語、謂「猛酋且執部夷」、以激怒奴酋。奴酋果怒、且心欲収漁人之利、竟反執猛骨孛羅置寨中、尽略其貲。明年四月、遂捏奸妾法頼、射殺之。……中朝宣諭、則願歸猛骨孛羅次子革把庫及部夷百二十家。其猛骨孛羅長子吾兒忽答、奴兒哈赤以女結婚、請於明年三月受室送歸寨。已竟如約。二十九年七月、奴兒哈赤於撫順関外刑白馬、誓撫忽答（＝吾兒忽答）保寨。那林孛羅……請補進双貢、如故事。

※下線部を『東夷考略』『建州攷』は「(奴兒哈赤) 与那林孛羅各補双貢」に作る。

と描写する。万曆二七年五月、ヌルハチはメンゲブルの救援要請に応え、ハダ国に援軍を差し向けたものの、ナリンブルが「猛酋 且に部夷（ヌルハチ派遣の援軍）を執えんとす」という流言を放つと、はたしてヌルハチは激怒する一方で、これに乗じてメンゲブルを国人・勅書・畜産もろともにフェ＝アラに拉致し、翌年四月、妾法頼との密通に託けてメンゲブルを誅殺した。ここにハダ国は併合されて一旦滅亡する。

従順なハダ国をかねて女直統制の要としてきた明政府は、この事態を座視し得ず、ヌルハチを厳しく詰責するのみか、市賞（撫順馬市の撫賞銀）の停止をちらつかせたため²¹⁾、ヌルハチは万曆二九年七月、撫順関外においてウルグダイ（メンゲブルの長子吾兒忽答）の保護とハダ国の再興を誓約し、かつ明の招撫に応じたナリンブル同様、「双貢を補進せんことを請」うた。今次の進貢入京がヌルハチ自身による補貢形式をとったのは、上記の紛擾に起因する万曆二七・二八年の欠貢を補い、あわせて綻びの生じかけた対明関係を、たとえ偽装にせよ、臣従と恭順を表明して修復する必要があったからである。

誓約を履行すべくウルグダイとハダ国の部衆を送還したヌルハチに対して、明は「罪を原し、遂に不問に置く」（『籌遼碩画』巻首「東夷奴兒哈赤考」）ことにした。ところが、それも東の間、イエヘ国がハダ国の部衆を頻りに寇掠したため、業を煮やしたヌルハチは再びウルグダイ以下をフェ＝アラに収容し、ハダ国は完全に滅亡する。その際、明朝廷内の議論がいたずらに紛糾し、結局ハダ国の滅亡は既成事実と化してしまった。

『明実録』がハダ国併合を「奴酋 此より益々強く、遂に制すべからず」（万曆二九年一二月甲戌条）と評し、ヌルハチ発展の画期として位置づけるのは妥当な認識であろう。同じ万曆二九年、マンジュ国において兵役と徭役を均等に科派する単位としてのニル niru が制定されたのも、国人の増大と無関係な現象ではあるまい。ともあれ、ハダ国の併合を契機として、ヌルハチの対外的膨張に警戒と危機感を強める明王朝との利害対立が表面化し始め、両者の関係は新たな段階を迎えることになる。

三、ヌルハチの朝貢活動と対明関係の展開—後期—

第Ⅲ期：万曆三〇—三六年

〔入貢年表〕に見るごとく、建州マンジュ国の成立以降、毎年進貢を欠かさず、ひたすら忠勤を励んだヌルハチは、ハダ国併合の騒擾に起因する万曆二七・二八年の欠貢と二九年の補貢を経て、いくつかの中断期（万曆三一・三三・三五年、三七・三八年、四〇・四一・四二年）を挟む、断続的な朝貢（万曆三〇年・三二年・三四年・三六年・三九年・四三年）に転換する²²⁾。そこに想定されるものは、もとより対明関係の変質であろう。第Ⅰ期・第Ⅱ期を前期、第Ⅲ期以降を後期と称する所以である。

さて、万曆三〇年から三五年までの六年間、ヌルハチは朝貢団の派遣とその中断（欠貢）を一年間隔で繰り返した後、ヌルハチ本人の第六次入京（万曆三六年）がこれを締め括る。この時期を特徴づけるのは、ヌルハチが明に対してようやく恭順の仮面を脱ぎ捨て、強圧的な態度を露わにしたことであって、こうした対明関係の変化を理解するにはしばらくヌルハチと遼東総兵官李成梁（任：隆慶四年—万曆一十九年；万曆二九年—三六年）との関係を顧みる必要がある²³⁾。

既述のごとくヌルハチは父祖以来、遼東鎮の兵権を掌握する李成梁とは深い因縁があり、都督僉事の陞叙も李成梁の後援なくしては実現しなかった。万曆一十九年、李成梁は戦績の糊塗・粉飾を弾劾されて、一旦総兵官を解任されるが、その後も遼東に隠然たる影響力を保持し続けた。万曆二七年、一〇年間にわたって遼東で濫悪の限りを尽くすことになる鈇税太監の高淮²⁴⁾が派遣されるや、李成梁はこれと結託し、その二年後には総兵官に復職する（復職時七六歳）。以後、李成梁・高淮にヌルハチを交えた三者は、人参・貂皮の交易を牛耳って巨利を貪った。

遼東巡按御史熊廷弼（任：万曆三六—三九年）の上疏によれば、万曆三一年以降、ヌルハチは明に対して「忽ち大いに局面を変じ」、「兇悖の語を出だす」ようになり、万曆三一年から三五年まで三度（つまり万曆三一・三三・三五年）にわたり欠貢したと分析する²⁵⁾。この欠貢の誘因となった事件が「驅民棄地」であって、万曆一〇年代以降、鴨緑江北岸に広がる寛奠（寛甸）等六堡辺外の土地（もとは女直人の罌獵地）を開拓して住みついた漢人農民が「奴酋の穴に逼りて住種し、参貂を市易して漸く狎」（『東夷考略』「建州攷」）れ、辺釁を開く恐れがあるとして、総兵官復職後の李成梁が万曆三一年から三三年にかけて軍隊を発動し、強制的に辺内へ追い返した一件を指す²⁶⁾。『山中聞見録』（卷二）が「李成梁 再起して遼に帥たるも、亦た（ヌルハチを）制する能わず。寛奠六堡（の辺外）を割きて之を昇え、僅かに之を餌するのみ」と指摘するとおり、「驅民棄地」はもはや李成梁によっては制し得ないまでに成長を遂げたヌルハチを懐柔する好餌として断行されたのであった。

かくてヌルハチは坐して六堡辺外の開墾地を手に入れ、一方朝廷には李成梁らが逃民を招回した功績として報告された。その褒賞は李成梁をはじめ薊遼総督蹇達・遼東巡撫趙楫、さらにはヌルハ

チにまで及んだ。「驅民棄地」を機に明を与し易しと見たヌルハチは、万暦三四年に人參の買取りと車価（後述）の増額を強要して辺吏を威圧するのみか、要求貫徹のために、前述のごとく建州女直の進貢自体を三度も絶った。これに狼狽し、また憤激した明側では、まず遼東巡按蕭淳が「建州の奴・速二酋 明らかに桀驁を肆にし」、「其の勢 測り叵し」（『明実録』万暦三五年一二月癸未条）と陳奏したのに続いて、薊遼総督蹇達が「建酋 日々漸く驕横なれば、東方の隱憂 虞るべし」（『明実録』万暦三六年二月癸未条）と警告を發した。さらに朝廷内でも礼部（侍郎楊道賓）と内閣大学士朱賡が相繼いでヌルハチの傲慢かつ威嚇的な言動に非を鳴らし、万暦帝さえも兵部に「其れ遼東の建酋 国恩を思わず、貢典に遵わず」、「意は何を為さんと欲するや」と諭旨を降した（いずれも〔入貢年表〕万暦三六年三月の欄参照）。

いまや朝貢の主導権は明にではなく、ヌルハチの掌中にあるかに見えた。ところが、状況は万暦三六年六月に至って急変する。兵科都給事中の宋一韓が「驅民棄地」の一件を「棄地陷虜」として糾弾するや、遼東全域を震撼する大事件に発展し、まもなく李成梁と趙楫は罷免され、高淮も北京に召還されたからである。このとき「棄地陷虜」事件の実態究明に派遣された遼東巡按御史が前出の熊廷弼であった。

「棄地陷虜」事件にヌルハチがどう対応したかは後述するとして、それに先立って万暦三年の欠貢、および万暦三四年におけるシュルガチの入貢に言及しておきたい。というのも、これらに関しては対明関係由来の影響に加えて、マンジュ国の内情も関与した節があるからである。

まず三年の欠貢については、当時のヌルハチが安閑として朝貢団を派遣し得る状況になかったことを指摘せねばならない。すなわち、この年に仲睦まじかった妃のモンゴジェジェ（太宗ホンタイジの生母）が「病んで回復が難しくなった」（『満洲実録』²⁷⁾ 後、九月二七日に至って遂に逝去した（『清皇室四譜』巻二・后妃）。死後一ヶ月余りも哀悼し続けたヌルハチは、その二ヶ月後の翌年正月八日、自ら兵を率いてイエヘ国のジャン・アキラン二城を奪い取った。ヌルハチがこの出兵を決行したのは、死期を悟ったモンゴジェジェが生母に会いたいと懇願するのを、兄のナリンブルが拒絶したからであった。

ところで、翌三二年の五月と六月、ヌルハチが派遣した朝貢団二個のうち、六月分のそれは補貢であったとされている。この補貢は前年の欠貢を補填したとしか考えられないのに、『明実録』はなぜか万暦二二・二三年分の補貢と明記する（〔入貢年表〕）。この二ヶ年が実際に欠貢年度であるのならまだしも、〔入貢年表〕に徴してその種の事実は確認できない。推測の域を出ないが、補貢の名目としての欠貢年度に関する限り、それらは女直側が主張するままに承認され、明側の深く問うところではなかったであろう²⁸⁾。

他方、万暦三四年の建州衛朝貢団は、ヌルハチの母弟シュルガチが率いるそれであった点で注目される。シュルガチは最初に入貢した万暦二三年に兄と同じ都督職を獲得したらしく、万暦二五年末にフェ＝アラを訪れた朝鮮の軍官申忠一は、兄への対抗心を露わにするシュルガチの姿を目撃している（『建州紀程図記』）。万暦二六年頃までに、シュルガチの勢力はヌルハチの三分の一に達し、以後もこの比率は大きく変動しなかった²⁹⁾。当時のマンジュ国は二頭体制下にあったとはいえ、明白な勢力差を前提としたが故に、不満を募らせるシュルガチと、これを警戒するヌルハチとの緊張関係は、万暦三七年三月に至って遂に破局を迎えることになる。

そもそも万暦三四年の入貢は、『国権』同年一二月戊戌（四日）条に

建州衛都督都指揮速兒哈赤等入貢。先是減建人車餉。礼部左侍郎李庭機代兵部、減車餉。建人争之、久不貢。李庭機遣序班李維葵往詰之。維葵勸諭、仍補貢。

とあるように、礼部左侍郎李庭機（正しくは李廷機、翌三五年五月に入閣）が車餉の削減によってヌルハチの欠貢を招いたため、入貢を促すべく序班李維葵を建州に派遣したのに対して、ヌルハチが応じたものであるが、ヌルハチ自身ではなくシュルガチが前年（万暦三三年）の欠貢を補貢する形式をとった。シュルガチ率いる朝貢団の車餉強索はなおもやまなかつたらしく、李廷機は万暦三五年正月に李維葵をヌルハチのもとに派遣し、車餉の減額ないし上限設定を交渉している³⁰⁾。

これより先、ヌルハチ兄弟は双方とも都督の職銜とペイレ beile の称号を帯び、名目的には同格であったが、万暦三二・三三年頃にシュルガチは娘を李如柏（李成梁次子）の次室に納れる（『全叢略記』巻一〇・遼東略、万暦四七年五月条）ことによって、政権内での威信を相対的に高めていた。かたやヌルハチは万暦三四年一二月（日次不明）、本拠ヘトゥ＝アラにおいて内ハルハ五部の使節団からクンドゥレン＝ハン kundulen han の尊号を奉呈されている。そのときシュルガチは北京滞在中であったか、もしくは帰還途上にあつて不在であった³¹⁾。

かりにヌルハチが故意にシュルガチのヘトゥ＝アラ不在を選んでハン号奉呈を敢行し、自らの權威を突出させたとすれば、やはり兄弟間の葛藤と無縁ではあるまい。その二年後の万暦三六年、兄弟はそろって、しかしわずかに時期をずらせて別個に入貢する。この入貢は表面上、兄弟の連携行動に見えながら、その実、ヘトゥ＝アラ帰還後間もない翌年三月に政変が発生してシュルガチの幽閉を見たように、修復不能にまで深刻化した両者の亀裂を内在させていたのである³²⁾。

万暦三六年九月、ヌルハチは撫順関を通過して入貢の途につく。その後を追ってシュルガチが進貢したことは上述のとおりである。この朝貢は表向きの目的こそ万暦三五年の欠貢を補進し（〔入貢年表〕³³⁾、改めて明への忠順を演出することであつたけれども、真の目的は別にあつた。というのも、「棄地略虜」によって李成梁はじめ自らの富強を支えてきた遼東官界の人脈を一挙に失ったヌルハチは、北京政府の出方を窺う必要に迫られていたからである。明側の反応を試すために、ヌルハチは大胆にもウルグダイ旧有のハダ勅書三六三道を、ハダ国に指定された開原の広順関ではなく、撫順関から建州勅書とともに混進し、貢賞を受領しようと目論んだ。この挑発的な違反行為を礼部は厳しく糾弾し、ハダ勅書の混進を拒否したものの、ヌルハチ以下の北京進貢自体は許容された。

ヌルハチ兄弟の入貢時、ちょうど北京に居合わせた朝鮮の陳奏使（宣祖の没後、光海君の王位承襲と冊封を奏請すべく派遣された正使李德馨・副使黄慎・書状官姜弘立）は、漢城に帰着した翌日、つぎのように光海君に報告している。『李朝実録』光海君即位年（宣祖四一年／万暦三六年）一二月一八日辛未条にいう。

陳奏使李德馨・黄慎啓曰、「臣在北京時、聽中朝物議、則以奴酋為憂。且觀此胡情狀、数年不為進貢、今年乃遣麾下八百名于京師、争賞銀之多少。其侮踐中朝者甚矣。臣見東征時來此路人問之、則皆以為此賊憂在遼（陽）・広（寧）、其次在貴国。……」

陳奏使の報告によれば、そのとき「中朝の物議」を醸し、憂慮の中心に位置したのが、「数年進貢を為さず」、今年総勢八百名を率いて来貢したヌルハチであり、その行状たるや「賞銀の多少を

争」い、「中朝を侮踐」して憚るところがなかったという。こうしたヌルハチの振舞いは傲慢に発したというより、明の反応を窺う瀬踏みと解されるべきであろう。なお、〔入貢年表〕によると、万曆三六年度の入貢者数はヌルハチ麾下の三五七名、および兄とは別行動をとったシュルガチ麾下の一四〇名、合計四九七名であるから、建州配当勅書五百道のほぼすべてを投入したことになる。これに反して、陳奏使は建州衛朝貢団を八百人（後述する朝鮮冬至使の観察では九百余名）と明記し、大きく隔たる。双方の差額三百名（ないし四百名）こそ、件のハダ勅書を所持した三六三人であるとすれば、彼らは混進こそ拒否されたにせよ、入貢自体は許容されたという解釈が成り立つ。

陳奏使一行が北京を去る四日前の一〇月二九日、朝鮮の冬至使（正使申滌・副使尹暘・書状官崔暎）が北京の玉河館（会同館）³⁴⁾に到着し、それ以前から玉河館に滞在していた建州衛朝貢団に関する注目すべき見聞を記録にとどめている。その記事が崔暎の『朝天日録』³⁵⁾に見える以下の五条である。そのうち、(1) (3) (4) (5) は直接目撃した情報に属する一方、(2) は前記の李德馨らが報告した「中朝の物議」の内容をより詳細に伝える。崔暎は(2)の四日前の一月初一〇日条に「臣等連日通報を見るを得、又た物議を聞くに、諸科臣 閣老朱賡・李廷機・王錫爵等を攻撃し、累牘連章、其の醜詆を極む」と記すので、(2)の内容は「通報」（邸報を指す）と「物議」（世上の論議）から得た情報であった。

(1) 卷二・万曆三六年一〇月二九日（癸未）条

（臣等）抵玉河館。……陳奏使一行已寓（玉河館）東照。臣等寓于（玉河館）西照。獐子九百余名已寓（玉河館）北照、未来者亦多云。

(2) 卷三・万曆三六年十一月一四日（丁酉）条

近日各道科臣攻撃相臣尤急、彈章無虛日、至比李廷機於晁錯開釁七国之罪。蓋前日夷人入貢時、沿路各駅発車遞送之際、駅卒・居民参半出車。建夷驕横、一車所発之处、徵銀六七兩。駅民不堪侵暴、相繼流散。廷機差官曉諭、定其約束、減其車価。建夷忿怒、執以為辭、絶不入貢者数年。今冬始為来貢、而数至一千五百人、侵徵車価倍至二十余兩。居民・駅卒売家不給、繼以逃躲。

且遼東開原衛以北、土地沃饒、居民殷富。建夷以為開原以北皆我地也、若不撤還居民、則宜以地稅輸我、不然則尽殺無遺。李成梁屢次題奏、歲給地稅八千兩。広寧錢糧不足、成梁常以家財厚遺建夷、務止其怒。而又剋減軍卒月銀、補其不足。故軍卒怨之。

科臣参論、以削減車価、捐地受悔、為廷機・成梁之罪案。然中国已不能制此桀虜横恣之勢、而瞋目一怒、朝廷震恐。被他奪地収税而不敢討、貽害一路而不敢問。成梁之棄地給税、固有罪矣。至於廷機之削減車価、亦出於不容。已而等論以開釁之罪、不亦冤乎。

(3) 卷三・万曆三六年十一月一六日（己亥）条

四更頭、臣等詣闕隨参賀礼。皇帝不親賀。故千官序立午門外、只行五拜三叩頭礼。……外夷隨参者、惟琉球使者・建州衛・海西衛及三衛韃子而已。……

(4) 卷四・万曆三六年一二月二五日（戊寅）条

四更、詣闕辞朝。琉球使者・獐子等、同日辞朝。獐子等、前此已往。而未帰、留館者、今日辞朝。

(5) 卷四・万曆三七年正月二〇日（癸卯）条

建州衛獐子三百六十余人入館、寓于（玉河館）北照。前此、獐子皆出去、而未来者尚多。此三百余人中、多有海西獐子。而奴酋盛強、尽搶掠海西、作為麾下、又奪其勅書以來云（割注：獐子入貢者、皆受勅書。無勅書、不得入。故建夷奪海西衛勅書而來）。

これらの記載を対照することで、北京に赴いたヌルハチ兄弟と建州衛朝貢団の動きについて、新たな知見をいくつか追加することができる。その第一は、建州衛朝貢団の北京到着と北京退去の時期に関する推定である。(1)と(5)によって朝鮮の冬至使が玉河館に到着した万暦三六年一〇月二九日時点で、ヌルハチ・シュルガチ両者の率いる朝貢団はすでに玉河館に滞在していたこと、さらに翌年正月二〇日までに彼らが玉河館を退去していたこと、この二点が分明する。ヌルハチの率いる朝貢団三五七人が撫順関に到着したのが万暦三六年九月二日³⁶⁾、北京までの所要日数が二〇日前後であり³⁷⁾、また(2)がヌルハチの来貢を「今冬」とするからには、一〇月初めには北京に入城していたであろう。

一方、(3)は冬至使一行が一一月一六日に冬至を慶賀すべく参内した際、琉球使者・建州衛・海西衛（イエへ国派遣の朝貢団）・三衛獐子（兀良哈三衛）とともに午門外で万暦帝（ただし親臨せず）に朝見したと明記し、さらに〔入貢年表〕によると一二月二日にヌルハチは貢賞の頒給を受けているので、北京を去ったのもその数日後であったはずである³⁸⁾。(4)によると、冬至使一行が辞朝した一二月二五日（賞銀受領に手間取ったため、冬至使の北京退出は翌年正月二一日まで遅れた）に、琉球・獐子の使節も辞朝したとあるが、この獐子はヌルハチの率いる朝貢団がすでに去った後も、「未だ帰らず、（玉河）館に留まる者」であった以上、一二月二日に貢賞を頒給されたシュルガチ一行に相違ない。ちなみに、イエへ国の朝貢団二二一名への貢賞頒給は一二月庚辰（二七日）に記録されており³⁹⁾、よって辞朝はそれ以後であったことになる。

第二はヌルハチの北京滞在期間が約二ヶ月にわたったことである。万暦『明会典』（卷一〇八、礼部・朝貢四・朝貢通例）の「貢回定限」（万暦七年の規定）によれば、進貢女直人に許可された北京滞在日数は四〇日であるから、これを大幅に超過する。滞在延長は当然ながら供応費の膨張を伴い、ヌルハチ兄弟の北京退出後、礼部が「建州貢夷の糜費、経無し」と訴えたのを受けて、万暦帝は「各衙門着して速やかに（貢夷の）発遣を作し、遅延するを得ざらしめよ」と下命している（『明実録』万暦三七年三月丙午条）。

なお、『国権』万暦四〇年三月条に

是月、光禄寺卿徐必達言、「『会典』貢回定限、朝鮮、泰寧・朶顔三衛、女直、月零十日。四川・陝西番僧番族、月零二十日。又両月外不回者、住支下程。此礼部与臣等、宜共守也。邇来踰限、多或百日、少亦両月。……」

とあり、従来、貢回定限を遵守しない女直等の入貢者に対して、滞在二ヶ月を超過した時点で下程（猪肉・乾魚・麵粉・酒茶・調味料・蠟燭等）の支給を停止したが、それでも違反者は跡を絶たず、礼部・光禄寺は規定励行を改めて徹底せねばならなかったという。ヌルハチとしては下程の支給期限を最大限利用したわけである。

第三は万暦三六年度における建州衛朝貢団の員数であって、(1)の「九百余名」と(2)の

「一千五百人」とでは径庭が大き過ぎる。ヌルハチの掌握した総計八六三道の勅書（建州勅書五百道・ハダ勅書三六三道）を行使する限り、どのみち八六三名を越える朝貢団など編成すべくもない以上、邸報ないし「物議」を鵜呑みにした(2)の人数は信ずるに足りない⁴⁰⁾。むしろ重視すべきは「九百余名」が前記の「八百名」と同様、ヌルハチ兄弟の率いた朝貢団八六〇名（建州勅書四九七道・ハダ勅書三六三道）と概ね合致する事実であって、(5)が万曆三七年正月二〇日に玉河館に入ったとする「建州衛獐子三百六十余人」とは、ハダ勅書の所持者三六三名以外の何ものでもあるまい。玉河館への入館、つまり入京が万曆三七年正月まで遅れたのは、ハダ勅書の混進を理由に足どめされたからであると考えたい。

このことを別の側面から傍証しよう。(1)によると、建州衛朝貢団の約五百名が玉河館に入った時点で「未だ来たらざる者、亦た多し」といい、また(5)にはこの五百名が玉河館を引き払った後も、「未だ来たらざる者、尚お多し」とある。これらの「未だ来たらざる者」が同一の対象を指し、かつ上記の「三百六十余人」に一致するとすれば、万曆三六年派遣の建州衛朝貢団中、遅れて翌年正月に入京した女直人であったと結論せざるを得ない。(5)の「此の三百余人(=三百六十余人)中、多く海西獐子有り」に着目するなら、「三百六十余人」は件のハダ勅書三六三道を所持した入貢者であって、その内部には多くの「海西獐子」(ハダ国遺民)が包摂されていたのである。

第四は(2)が物語る具体的な内容である。(2)は前記のごとく邸報と「物議」に基づく情報であり、ヌルハチが北京に滞在したのと同時期に、内閣大学士李廷機と総兵官李成梁が「各道科臣」(都察院各道監察御史)たちから弾劾の集中砲火を浴びていた事実に言及する。(2)の記すところでは、李廷機の弾劾理由は「車価の削減」によって「建夷が忿怒し」「絶ちて入貢せざること数年」という事態を惹起し、それがためにかえって入貢督促に汲々として朝廷の体面を損なったからであり、李成梁のそれは「(建夷に)歳々地税を給し」て、「地を捐てて悔りを受」けたからであった。

棄地略虜に関する(2)の内容は、ヌルハチが「開原以北」の土地を争い、その代償として「地税八千両」の支給を要求したとするなど⁴¹⁾、必ずしも正確ではない。それと対照的に車価に関する情報は、より高い参照価値がある。通説上、車価は「進貢に使用する車輛の代償銀」⁴²⁾とか、「恐らく貢夷が自弁した運搬費に対する代償銀の謂であろう」⁴³⁾と説かれてきたものの、その実態は曖昧であった。(2)およびこれと符合する明側の記録を加味して考えると、元來車価とは車輛単位で朝貢団に支給された旅装用の布疋を折銀したものを指したのであるが、後に車価の上乗せを要求する女直人朝貢団が彼らの移送に携わる貢道沿いの駅卒と居民から強制的に徴発するに至ったようである⁴⁴⁾。

以上を要するに、棄地略虜と車価減額の二件をめぐって紛糾の渦中にあった北京を、ヌルハチ兄弟は訪れたのであった。あまつさえヌルハチは勅書混進を企て、「中朝を侮踐すること甚し」い言動に及んだのであるから、これを迎える朝廷の視線には自ずから険しいものがあつたであろう。反ヌルハチ感情を一層刺激した事件が印文の投擲であつた。『万曆邸鈔』万曆三七年正月条に引く山西道監察御史馮嘉会の奏文によれば、正月二四日に「建夷三百余名」(上記『朝天録』(5)の「三百六十余人」ないし「三百余人」に同じ)が午門で朝見した際に、その二人が班次を乱して御道に突出し、ヌルハチの印文を投擲したのであつた。同書万曆三七年二月条に引く湖広道監察御史房壯麗の奏文は、「投ずる所の印文」が「既に表章に非ず、亦た奏疏に非ず。詞は極めて褻慢にして、『你中国、我外国、一家両家、你們我們』等の語、是れ何の称謂ぞや」と糾弾する。

「其（印文）の意は勘地を阻撓する者と為す」（〔入貢年表〕万曆三十七年二月欄）とあるように、印文は棄地査勘の妨害を意図していた。また印文中に言及された「新立の碑碣」とは前年六月二〇日にヌルハチが「遼東（遼陽）の呉副将」らと定界碑を立て、相互に越境侵犯の禁止を誓約したとする『滿文老檔』の記載⁴⁵⁾と符合する。印文内の「你中国、我外国」以下の語句は、ヌルハチが碑面に刻ませた文言に他ならない⁴⁶⁾。

ヘトゥ＝アラ帰還後、ヌルハチが万曆三十七年正月に新任巡撫の動きを探ろうとして、漢人に変装した奸細を遼西に放ったことや、同年三月にシュルガチを幽閉して懸案の二頭体制を清算したことは、いずれも棄地啗虜事件から派生した政権の動揺、および入京に際して実感したであろう明側の陰悪な空気に対する危機感の反映であったに相違ない。しかし、ヌルハチが対明政策を根底から転換させるには、なお数ヶ月を要した。このことは次項でふれるとして、先にシュルガチの幽閉に一言しておこう。

二頭体制の解消は早晚不可避であったとはいえ、ヌルハチ兄弟のヘトゥ＝アラ帰着後ほどなく発生した点については、ヌルハチの秘められた意図があったように思われる。シュルガチは万曆三十六年一二月二五日から数日後に北京を退出したはずであり、よってそのヘトゥ＝アラ帰着はヌルハチから遅れること約一ヶ月の翌年正月下旬と推定される。換言すれば、この一ヶ月間、シュルガチはヘトゥ＝アラに不在であった。前述したハン号奉呈の一件を考慮しても、この空白期間は単なる偶然ではあるまい。のみならず、シュルガチが帰着してから幽閉される三月一三日まで、二ヶ月にも満たないという事態の急展開は、かねてヌルハチに期するところがあったことを示唆する。

第Ⅳ期：万曆三七－三九年

上記のように、車働・棄地の二案件をめぐる騒然としていたさなか、北京に乗り込んだヌルハチの大胆不敵な振舞いは明朝廷の神経を逆撫でし、制裁の発動を惹起せずにはおかなかった。それこそヌルハチの入貢督促に固執してきた明側が一転して断行した、万曆三七・三八年の二ヶ年にわたる朝貢停止であった。この朝貢（と互市）の差し止め、すなわち経済制裁によって互市場（撫順・清河等）に投入するはずであった龐大な人參が腐乱するにまかされ、さすがのヌルハチも苦境に陥った（〔入貢年表〕）。『明実録』には停貢の発令を明示する記述はないが、件の熊廷弼はヌルハチの対明関係が万曆三十七年春夏までの「虚喝」から秋冬以後の「卑屈」に転換したと指摘するから⁴⁷⁾、停貢措置は同年夏秋の交には実施された公算が高い。

〔入貢年表〕によれば、翌三十八年五月、ヌルハチは車働の撤回、入貢者数の削減、棄地の部分的返還（張其哈喇佃子のみ）を約束して懸命に恭順を装い、速やかな停貢解除を懇請する。ここに明はようやく朝貢の主導権を回復したのであって、停貢がヌルハチ政権に致命的な打撃を与えることを看破した熊廷弼は、マンジュ国内に収容されたハダ・ホイファ等の遺民を離反させてヌルハチ政権を内部から切崩すと同時に、モンゴル諸部と連携して外部から封じ込めるという両面作戦を立案し、「此れ奴（酋）を馭するの一大機括けいりやくなり」としてその実行を強く主張した⁴⁸⁾。

この強硬策に対して、兵部はヌルハチを追い詰めて暴発させることを恐れ、科臣の「建州を釈して外懼と為し、姑く侵地（＝棄地）を置き、先に貢を許し、東方を救寧せんことを請う」（〔入貢年表〕所引の『東夷考略』）という姑息な議論に賛成し、遂に翌三十九年六月、万曆帝によって朝貢再開が裁可された。その結果が同年一〇月におけるヌルハチ本人の北京進貢であり、万曆三七・三八年の停

貢分を補貢する形式をとった（〔入貢年表〕）。

第V期：万曆四〇 - 四三年

しかるに、これ以後三年にわたり、朝貢は再度中断する。〔大事年表〕に徴してその直接的な原因は、ウラ・イエヘ両国との紛争、およびこれと並行して発生した旧ハダ耕地の再開墾問題、さらにはこれらに起因する対明関係の悪化にあったと考えられる。

ヌルハチはハダ国に続いてホイファ国を滅ぼし（万曆三五年）、つぎの目標をウラ国に定めた。ウラ国主のブジャンタイはグレ山の決戦で捕虜となった後、助命の上、本国に送還された人物であり、ヌルハチ・シュルガチの娘を三人までも妻室に与えられながら、ヌルハチに叛服常ない態度を持ち、ワルカ部とフルハ部への進出をめぐる激しい角逐を演じた。ブジャンタイの懐柔を断念したヌルハチは万曆四〇年九月、大軍を率いてウラ国の六城を抜き、翌年正月に本拠のホンニ城を陥れて同国を滅した。部衆千余人を率いてジャンタイはイエヘ国に落ち延びた。

ヌルハチは、ギンタイシ（故ナリンブル次弟）とブヤング（ブジャイ長子）がブジャンタイの引き渡しをはねつけたこと、ならびにブヤングの妹（所謂「北関老女」）との婚約（万曆二五年成立）を遷延して履行しなかったこと、この二点を理由にイエヘ国を非難した。イエヘ国と戦端を開けば明の介入は必至であった上、ヌルハチは明側とは旧ハダ国の耕地再開墾をめぐる係争中の問題を抱えていた。そこでヌルハチは庶子バブハイ（巴ト海）を人質に差し出して誠意を示し、紛争の原因がイエヘ国にあることを明側に訴えた。

ヌルハチの主張に動かされた遼東巡撫張濤は、バブハイを一旦広寧に受け入れるが、兵部は「其の子の真偽 辨ち難く、之を留むれば反って給く所と為らん。遣還するの便なるに如かず」（『明実録』万曆四一年九月丙辰条）として送還を唱え、万曆帝の支持を得た。人質計画は頓挫したとはいえ、これによって明が警戒と防備を緩めたと見るや、ヌルハチは万曆四一年九月、イエヘ国に攻め込み、大小一九城を焼き払った。ハダ国の滅亡後、明はイエヘ国をヌルハチ牽制に利用せざるを得なかった関係上、ギンタイシらの救援要請を捨て置けず、ヌルハチを譴責する傍ら、火器部隊をイエヘ国に駐留させた。明との決裂はいずれ避け難いとしても、いまだ時期尚早と判断したヌルハチは撫順に向いて書信を託し、宿怨あるイエヘ国を討伐したまでで、明王朝に対して毫も異志のないことを釈明した。

イエヘ国との紛争以上に深刻な問題が、旧ハダ耕地の再開墾に対する明側の干渉であった⁴⁹⁾。ヌルハチはウラ国を滅ぼす万曆四一年までにワルカ部、ウエジ部諸路、ホイファ国を併合し、それらの部衆を本拠周辺に遷徙させた結果、人口の急激な増大に伴う慢性的な食糧の欠乏に直面していた。もともと建州の耕作地は地味が痩せて収穫量に恵まれず、食糧難の打開には新規の農地開墾が不可欠であった。その必要性を否応なしに切迫させた要因こそ、二年間の停貢措置を機に露呈したヌルハチ政権の脆弱性、すなわち明内地の消費市場に依存する他ない貢勅制の不安定性であった。従って、明の羈絆を断ち切り、貢勅制から脱却しようとするれば、食糧自給体制を早急に確立する以外に残された進路はなかった。

ヌルハチは万曆四一年三月、無人と化して久しい旧ハダ国の沃地再開墾に着手する⁵⁰⁾。その意図を見抜いた明側はたちまち再開墾を阻止したばかりか、一旦は撫順・清河における和糶（穀物購入）、および人参・貂皮の取引きまで禁止した（〔入貢年表〕）。再開墾と和糶の禁止措置がヌルハチ政権の死

命を制する決め手となったことは、『明実録』万曆四二年四月丁酉条が述べ尽して余すところがない。

巡按山東翟鳳翀題、「……蓋奴酋擅貂參海珠之利、蓄聚綦富。独其地頗磽瘠、糧料時苦不給、欲為広墾儲糧之計。今不論新墾旧墾、但係南関之地、則不当容建夷住種、有五利焉。一、不得逼近内地、偵我虚実。二、不得附近北関、肆其侵擾。三、不使糧料充足、卒飽馬騰而生戎心。四、令其糧餉不敷、如遇飢荒、叩関乞哀于清(河)・撫(順)之市、暫准和糶如四十一年故事、以彰我生養之徳。五、則市糶可多可少、相其順逆緩急、以操駕馭之機權。^{はかりこと}……」疏入、下部議。

再開墾の阻止がもたらす五利のうち、特に第四と第五によって撫順・清河からの穀物輸入がヌルハチにとって死活問題であり、それ故に明は穀物供給量の調節によってヌルハチを自在に操ろうと企てたことが明白である。明側の狙いは的中し、翟鳳翀の上疏が部議に下された翌月(五月)、ヌルハチは明の要求するままに「退地定界」(ハダの故地に接する三岔兒等六堡に定界碑を立て、六堡辺外の土地から退去する)を受諾したのであった⁵¹⁾。

ウラ国の滅亡とブジャンタイのイエへ国亡命、さらに耕地再開墾問題に端を発する三ヶ年の欠貢後、万曆四三年にヌルハチは最後の朝貢団を派遣する。先行する朝貢中断の場合、それに続くのはいずれもヌルハチ本人の北京進貢であったが、今次の朝貢は大針ら一五人の派遣にとどまった。薊遼総督・遼東巡撫と兵部はこの朝貢に対して、以下のごとく対照的な反応を示した。『明実録』万曆四三年三月丁未条にいう。

兵部以建州・海西夷人進貢上聞、「……至是薊遼督撫奏称、『近日奴酋自退地鑄碑之後、益努為恭順、此番進貢止大針等一十五名。夫以千五百之貢夷而減至于十有五名、豈不唯命是從哉。』雖然夷狄犬羊、安能保其百年恭順。……何可以納貢減夷、輒視奴酋為易与、而遂泄泄弛備也。……」

「退地鑄碑」(=退地定界)以後、ヌルハチが「益々努めて恭順を為」すべく、千五百名(建州公認分は五百名)の朝貢団を一五名にまで激減させたからには、「豈に唯だ命に是れ従わざらんや」と現地の薊遼総督や遼東巡撫が樂觀的に受けとめたのに反して、兵部はさすがに「安くんぞ能く其の百年の恭順を保たんや」と警戒の色を隠さなかった。明側の認識がどうあれ、退地定界によって進退窮まったヌルハチには、もはや自ら入京する意志も、これ以上朝貢を続行する意図もなかったであろう。なぜなら、万曆四三年は八旗八グサ制の創建とまさしく同年であり、またゲンギエン=ハン即位と後金建国を翌年に控えて、ヌルハチは自立を待つばかりの態勢にあったからである。今次の朝貢は明に反旗を翻すまでのいわば時間稼ぎであって、遂に征明を決意したヌルハチが新たな活路を求めて八旗軍団を遼東の漢地に進めるのは三年後の万曆四六年(後金・天命三年)のことであった。

おわりに

以上、ヌルハチの朝貢活動を五期に区分して、それらと対明関係の照応を立証しようと試みた。いま、その議論を整理しなおし、結びに代えることにしたい。

前期 第Ⅰ期（万暦一六－二六年）

貢勅の発給・運用は、明王朝にとって飽くまで女直の統合阻止を目的としていたが故に、ヌルハチが明王朝に対してひたすら恭順を装い、その支配圏を建州域内に限定している間は、貢勅制との矛盾は回避された。

第Ⅱ期（万暦二七－二九年）

しかし、ヌルハチが海西ハダ国の併合（万暦二九年）を機に、全女直の統合と政治的自立への野心を露わにし始めると、これを警戒する明王朝との摩擦が現実のものとなったが、いまだ対立は深刻ではなかった。

後期 第Ⅲ期（万暦三〇－三六年）

第Ⅱ期を過渡期とするこの時期に、李成梁と結託して富強を誇るヌルハチは、隔年で入貢と欠貢を繰り返すことによって朝貢の主導権を握り、対明関係を従来の恭順から威圧に大きく転換させ、明朝廷を揺さぶった。

第Ⅳ期（万暦三七－三九年）

威圧策が頂点に達した万暦三七年に至って、明朝廷の断行した停貢（＝経済制裁）によって、一朝にして政権崩壊の危機に瀕したヌルハチは恭順の偽装に復帰し、明側も停貢の解除によって強硬策から妥協策に転じた。

第Ⅴ期（万暦四〇－四三年）

貢勅制からの離脱を図るものの、食糧難打開の道を閉ざされたヌルハチは、しばし恭順を装って貢勅制の延命を試み、最後の朝貢団を派遣する（万暦四三年）が、それは独立を宣言するまでの時間稼ぎに過ぎなかった。

注

- 1) 「ランブルハン langburhan 勅書（詰命）」の詳細は、承志（Kicengge）『ダイチン・グルンとその時代——帝国の形成と八旗社会』2009、pp.42-44 参照。同書はランブルハン勅書を『満文老檔』の原拠である『満文原檔』（天命八年七月二三日条）から日本語に訳出しており、それによるとランブルハン（郎李兪罕）が毛憐衛の指揮僉事から指揮同知に陞叙されたのは永楽一四年（1416）正月二〇日であった。これほど年代の古い勅書が後金国に現存したこと自体、一個の驚異であるが、それが伝来した経緯は不明である。
- 2) 以下の叙述は主として江嶋壽雄「明代女直朝貢貿易の概観」[初出 1958]・「明末女直の朝貢」[初出 1962]（ともに『明代清初の女直史研究』1999 所収）、ならびに三田村泰助「ムクン・タタン制の研究——満洲社会の基礎的構造としての——」[初出 1963]（『清朝前史の研究』1965/1972）pp.144-157 に依拠する。
- 3) ここで用いた『明実録』は京都大学文学部編『明代満蒙史料 明実録抄 満洲篇』（1943-59）、ならびに吉林省社会科学歴史研究所編『明実録東北史資料輯』（1990）である。なお、本稿で使用した『李朝実録』は東京大学文学部編『明代満蒙史料 李朝実録抄』（1943-59）、ならびに呉晗輯『朝鮮李朝実録中の中国史料』（1980）である。
- 4) 女直人が朝貢と互市を通じて獲得した利益のうち、貢納物（馬匹・貂皮等）に対する返礼にあたる貢賞（回賜・正賞〔撫賞〕）はもともと綵緞・絹布等を主要内容としたが、いずれも嘉靖年間以降、折銀されるようになった。その総額は万暦三六年の場合で二万七千両に達した（『明実録』[内閣文庫本] 万暦三六年十一月辛卯条）。このとき入貢した女直人は後述するように、建州衛（マンジュ国）の四九七人と海西弗思木等衛（イエヘ国）の二二一人であり、建州衛四九七人のうち二百人は万暦二六・二七年分の補貢にあたる（後注 33）参照。よって、建州衛朝貢団の貢賞は補貢者数二百人の二年分（四百人）を加えた六九七人分となり、この人数に即して按分すると、両国の取り分はほぼ二〇五二〇両（七六％）ならびに六四八〇両（二四％）と推算し得る。換言すれば、ヌルハチは建州配当の勅書全五百道を投入することで、二万余両の銀を獲得することが可能であったわけである。

二万両の価値を知るには、ヌルハチ個人の財産と比較することが捷徑である。ヌルハチが年長の嫡子チュ

イエンとダイシャンに財産（国人・牧群・銀・勅書）の「大半」 *amba dulin*（＝三分の二）を割いて分与したとき（万暦三四年末か）、銀に関して二子の分け前は各々銀一万両であった（満文老檔研究会訳註『満文老檔 I 太祖 1』1955, pp.30-31）というから、分与前にヌルハチが所有した銀の総額は三万両であったことになる。貢賞銀の多くはヌルハチ・シュルガチ兄弟の臣下たちに分給されたにせよ、朝貢がいかに実入りのよい「商売」であったか、反面朝貢の中断から生ずる損失がいかに大きかったか、想像に難くない。

つぎに互市交易を通じた現銀収入に目を転ずると、史料が断片的にしか残存せず、全体像の再構成は困難にせよ、楊暘『明代遼東都司』（1988, pp.131-133）によれば、万暦一一年七月-九月と翌年一月-三月の六ヶ月間に開原の互市場でハダ・イェへ両国が取引した多様な天産物中、人參だけでも三六一九斤、一斤当り銀九両として計三二五七〇兩余りにのぼったと算定されている。しかも、一斤当りの人參価格は九-二〇兩と推定されている（前掲三田村泰助「ムクン・タタン制の研究」 pp.271-272）ので、三二五七〇兩は最少の見積もりに過ぎない。ヌルハチの場合、その蓄積した人參は「十余万觔」（〔入貢年表〕万暦三八年）に達したとされる。幾分誇張があるとしても、互市交易から得られる年間収益は、人參単独でも貢賞をはるかに凌駕したであろう。ただし、朝貢なくしては互市もない以上、朝貢を互市より低く評価するのは当たらない。

- 5) 閻崇年「努爾哈赤入京進貢考」〔初出 1983〕（『燕歩集』1989）p.29 参照。
- 6) 閻崇年氏とは別個にヌルハチの入京回数を検討した孫文良氏は、②を除外して七次と結論するが、除外理由については特に指摘するところがない。孫文良「論努爾哈赤与明朝的關係」〔初出 1978〕（『滿族崛起与明清興亡』1992）p.25 参照。
- 7) 前掲閻崇年「努爾哈赤入京進貢考」 pp.30-31。
- 8) 本稿では以下、参照文献名と引用文中での表記を除き、一国史観に偏する「壬辰倭乱」・「文祿慶長の役」・「抗倭援朝」という名辞は用いず、「壬辰戦争」で統一する。
- 9) 桂勝範（계승범）「壬辰倭乱とヌルハチ」（鄭杜熙・李璟珣編著 [金文子監訳・小幡倫裕訳] 『壬辰戦争——16世紀日・朝・中の国際戦争』（原題：임진왜란 동아시아 삼국전쟁 [壬辰倭乱——東アジア三国戦争]）2008, p.396。
- 10) 同上 p.397。
- 11) 桂勝範論文の末尾には「戦闘・膨張」・「内治」・「外交」の三欄に区分した年表「ヌルハチの建国過程（一五八三～一六一五）」 pp.412-419 が附載されているが、ここでは筆者作成の〔ヌルハチ関連大事年表〕を用いる。
- 12) 前掲桂勝範論文 p.406・p.414。
- 13) 同上 pp.430-431 参照。私見によれば、一五九五年から一五九八年にかけてのマンジュ国の総兵力は約一万五千人、うち半数の約七千人が精兵であったと推計される（拙稿「マンジュ国〈四旗制〉初建年代考」『立命館東洋史学』32、2009、pp.8-11）。
- 14) 前掲桂勝範論文 p.404。
- 15) 朝貢は明の内情を探查する好機でもあって、兀良哈三衛や海西・建州女直が朝貢の往返を通じて「中原の道路、京師の虚実、周知せざる靡し」（『明実録』万暦一十九年八月戊午条）、あるいは「進貢往来に因りて中国の情弊を熟識し」「且つ往来窺探し、易險を熟知す」（『明実録』万暦三〇年六月戊申条）という実態を、明政府は憂慮している。

また、ヌルハチは間諜の利用を含む情報収集を特に重視した。その一端を示すと、たとえば壬辰戦争中、日本軍と鳥銃（火繩銃）に並々ならぬ関心を示したことが、万暦二三年（1595）末にフェ＝アラを訪れた申忠一の『建州紀程図記』に活写されている。一方、壬辰戦争以降の行跡ながら、ヌルハチは万暦三五年にホイファ国を滅ぼした際、同国の主城に商人に扮装した精兵を潜入させて内部の「時機を詳探して以て内応を為さしめ」たとあり（『李朝実録』宣祖四〇年一〇月庚辰条）、さらに同様の潜入と詳探は万暦三七年正月の対明諜報活動（後述）や、後金天命三年の撫順攻陥時にも繰り返されている（『明実録』万暦四六年四月甲辰条）。その他、後金建国後の諜報活動については、高慶仁「努爾哈赤的用間策略」（傅波主編『清前史論叢』1994） pp.174-186 にまとまった叙述がある。

加えて、万暦二六年の入京意図を窺わせる特異な事実として、北京滞在の時期と日数に注意を喚起したい。まず賜宴の日付に按じて、ヌルハチは万暦二六年一〇月二日以前に入京していたであろう。かたやヌルハチの北京退出は正月二〇日であった。黄汝一『銀槎録』によると、朝鮮の陳奏使一行（正使李恒福・副使李廷龜・書状官黄汝一）が万暦二七年正月二日、通州でヌルハチ率いる朝貢団と遭遇し、翌日北京に到着したと記述する（拙稿「ジュシェン-マンジュ史記二題」『立命館東洋史学』40、2017、pp.19-23）。ここから逆推すれば、ヌルハチが北京を退出した日付は正月二〇日であった。

よって、ヌルハチの北京滞在は少なくとも三ヶ月間に及んだのであるが、入貢女直人に許された北京滞在日数の上限四〇日（後述）に比して、三ヶ月は異様に長い。期間延長の理由は不詳にせよ、上記の滞在期間が秀吉の死没（八月）から日本軍の半島撤退（十一月）に至る壬辰戦争の最終局面と重複することは、恐らく偶然

ではあるまい。明中央が秀吉の死没と日本軍の半島撤退を知らせる第一報に接したのは、それぞれ一月二日（癸巳）と二月五日（丙寅）であった（鄭樑生編校『明代倭寇史料』第二輯 1987、p.647・pp.650-651 所引の『明実録』による）。これらの情報は邸報を通じて流布した（『万曆邸鈔』万曆二六年一二月条・一二月条）から、情報通のヌルハチが知らなかったとは考えづらい。

- 16) 荷見守義「ヌルハチ助兵の謎——文禄・慶長の役との関係をめぐって——」『弘前大学国史研究』120、2006、p.37 参照。
- 17) 『東夷考略』「建州攷」によれば、ヌルハチはこのとき、あわよくば明の援軍を得てイエへ国を討とうとしたものの、不成功に終わったという。この事実は、第一次派兵提案の目的が明王朝の支援を取りつけてイエへ国を牽制することにあったとする荷見説を、側面から補強するかも知れない。
- 18) 顧養謙「属夷擒斬逆酋、献送被虜人口、乞賜職銜疏」（『冲菴顧先生撫遼奏議』卷一九）。この上疏によれば、栗在庭が開原参政の成遜と会査して、ヌルハチの都督陞叙を東夷制御に有益であると報告したのを受けて、遼東巡撫顧養謙が薊遼総督張国彦、遼東総兵官李成梁、巡按御史徐元と会題奏請したとある。
- 19) 『李朝実録』宣祖二九年四月己酉条。
- 20) 『李朝実録』宣祖二八年一二月癸卯条。
- 21) 『籌遼碩画』卷首「東夷奴兒哈赤考」、および『明実録』万曆四三年正月乙亥条（遼東巡撫郭光復の上疏に対する兵部の覆奏）に依拠。後者は万曆初年から四二年に至る女直諸勢力の角逐盛衰を回顧概述し、そのなかで市賞停止に言及する。この市賞とはヌルハチが万曆三〇年以前から支給された「撫順所原有の額賞」一二〇両を指す。和田清「明末に於ける鴨緑江方面の開拓」〔初出 1919〕（『東亜史研究 満洲篇』1955）p.532、前掲江嶋壽雄「明末女直の朝貢」pp.201-202 参照。
- 22) 万曆二四年と同三四年の入貢について付言しておきたい。いずれも『明実録』には未見であるが、建州女直の朝貢自体は実在したと考えてよい。万曆二四年に関しては、〔入貢年表〕に示したごとく、『東夷考略』に「（奴兒哈赤が）貢夷に附して上奏した」とあるので、これを入貢記事として補っておいた。その前年にヌルハチの龍虎將軍加封が実現しているので、万曆二四年に謝恩の朝貢団派遣があったとしても不思議はない。また、万曆三四年に関しては、かつて迂闊にも『国権』載録のシュルガチ入貢記事を見落とし、誤ってこの年次を欠貢年度に加えてしまった（拙稿「マンジュ国〈五大臣〉設置年代考」『立命館文学』601、2007、p.64・p.73〔注 64〕、および前掲拙稿「マンジュ国〈四旗制〉初建年代考」p.18・p.29〔注 31〕）ので、〔入貢年表〕のように訂正しておく。
- 23) 以下の叙述は主に前掲三田村泰助「ムクン・タタン制の研究」pp.167-181、および前掲和田清「明末に於ける鴨緑江方面の開拓」pp.529-535 を参照した。
- 24) 詳細は孫文良「礦税監高准乱遼述略」〔初出 1982〕（『満族崛起与明清興亡』1992）pp.173-190 参照。
- 25) 熊廷弼「撫鎮棄地啗虜疏」（『籌遼碩画』卷一所収）参照。
- 26) 前掲和田清「明末に於ける鴨緑江方面の開拓」pp.532-533 参照。
- 27) 今西春秋訳注『満和蒙和对訳満洲実録』1992、pp.89-92 参照。
- 28) ヌルハチは万曆三二年、建州勅書五百道を尽して二個の朝貢団（五月分三九九名、六月分百名）を派遣したが、六月分の朝貢団は万曆二二・二三年の欠貢分を補進したとされる（〔入貢年表〕）。補貢というと、万曆二九年のそれが「補進二貢」、つまり万曆二七・二八年分の補貢であり、さらに万曆三九年のそれが「双賞」、つまり補貢によって万曆三七・三八年分の貢賞を受けた（〔入貢年表〕）ように、通常、欠貢年度と補貢年度は前後連続したと考えられるから、万曆三二年六月の補貢例は不可解という他ない。
『明実録』によれば、同じ万曆三二年の閏九月に海西者刺衛の一八七名、翌一〇月に友帖衛の一七六名、計三六三名が入貢しており、後者の朝貢団が万曆二七・二八年の欠貢分を補進したとされている。万曆二七・二八年度の欠貢がハダ国の併合に起因することは論を俟たない。これら海西二衛の入貢は、実はヌルハチがハダ国併合時に掌握したハダ勅書三六三道の全数を投入した結果である（拙稿「明末の海西女直と貢勅制」『立命館文学』579、2003、p.57）。
- 結局、万曆三二年における建州・海西の進貢は、どちらもヌルハチの派遣に係り、二個の朝貢団から構成され、所有勅書の全数を行使したという三点で、すべて軌を一にする。ヌルハチがことさら万曆二二・二三年分の補進と称して朝貢団を派遣したのは、それによって三九九人に補貢二百人（百人の二年分）を加算した計五九九人分の貢賞を獲得できたからであろう。なお、後注 33）も併せて参照。
- 29) 前掲拙稿「ジュシェン・マンジュ史筋記二題」pp.19-24、同じく拙稿「八旗創設期のゲサ分領制とその基底について——特に salumbi との関連から見た——」（『立命館東洋史学』43、2019）pp.4-5 参照。
- 30) 『万曆邸鈔』万曆三五年正月条に「礼部侍郎李廷機劄差通序班李維葵、詣奴兒哈赤等官宣諭」とあり、同書万曆三六年三月条に見える礼部主事鄭振先の劄奏にも「李廷機在部、遣序班李維葵、往与私講。不奉朝命、擅自通夷」とある。また、同じ三月条に見える鄭振先の劄奏に対する李廷機の反駁もあわせて参照。

- 31) 『国権』は万暦三四年一二月四日にシュルガチが入貢したとするが、これが入京した日付なのか、貢賞の頒給を受けた日付なのかを明記しない。かりに入京の日付であったとすると、入貢女直人は通例四〇日の北京滞在が許された（詳細は後述する）ので、シュルガチは一二月だけでなく、翌年正月月中旬まで北京に滞在したことになる。これに対して貢賞頒給の日付であったとすると、通常三日間の会同館開市（万暦『明会典』卷一一一、礼部六九・給賜・外夷上）を経て辞朝の運びとなるので、北京退出は一二月八日以後であった。ヘトゥ＝アラ・北京間の旅程は最短でも二〇日前後は要し、一二月中は帰路の途上にあったと思われる。なお、ヘトゥ＝アラ・北京間の所要日数については前掲拙稿「マンジュ国〈五大臣〉設置年代考」pp.70-71〔注37〕・38〕を参照されたい。
- 32) ヌルハチ・シュルガチ兄弟の葛藤に関する叙述は、主として前掲三田村泰助「ムクン・タタン制の研究」pp.130-144に従った。
- 33) たとえば『明実録』万暦三六年九月辛卯条によると、礼部がヌルハチのハダ勅書混進を「安くんぞ其の詐を逆^{しりぞ}けざるべけんや」と指弾したのに対し、万暦帝は「補貢夷人は、兵部 遼東の鎮（総兵官）・撫（巡撫）官に行文し、查明放入せしめよ。如し吞并冒頂等の項有らば、混進を許さざれ」（〔入貢年表〕）と命じた。この他、傍証としては『明実録』万暦三六年十一月辛卯条に「給賞海（西）建（州）補貢夷人」（内閣文庫本）、万暦三十七年四月己未条に「（奴酋）自叩関補貢之後、憤驕日甚」などとある。
- このように万暦三六年の進貢は確かに補貢であった。楊道賓の二疏「海建夷貢補至、南北部落未明、謹遵例奏請、乞賜詰問、以折狂謀事」・「東夷併貢、籌西戎領賞有例、乞酌定入京留迎之數、以懷遠安內事」（いずれも『皇明經世文編』卷四五三収録）によると、ヌルハチの率いた朝貢団中の二百名が万暦二六・二七年分の補貢であったという。〔入貢年表〕に照らして、万暦二七年以外に二六年までも欠貢年度に加える根拠は存在しない。万暦三六年の朝貢が建州勅書とハダ勅書の全数を投入しようとした点で、前注28)で言及した万暦三二年六月度の補貢と形式を同じくし、万暦三六年の場合は二百人に対する双賞の獲得を見込んだのであろう。
- ヌルハチにとって保有勅書の有効活用が最大の関心事である限り、補貢に際して万暦何年を欠貢年度と称するかは二義の問題でしかなかった。なお、参考までに補記すれば、イェへ国による万暦四六年の朝貢団（六三六人＝貢勅六三六道）は万暦三五・三六年分の補貢であった（『明実録』万暦四六年正月己亥条）が、欠貢の事実を確認できるのは三五年のみである。イェへ国所有の全貢勅が六三六道であってみれば、ヌルハチの補貢事例との共通性は歴然たるものがある。
- 34) 玉河館については松浦章「明清時代北京の会同館」（『神田信夫先生古稀記念論集 清朝と東アジア』1992）pp.362-365 参照。
- 35) ここでは東아시아学術院・大東文化研究院『燕行録選集補遺 上』（成均館大学校出版部）2008 所収の崔峴『朝天日録』を用いた。
- 36) 前掲拙稿「マンジュ国〈五大臣〉設置年代考」p.70〔注36〕参照。
- 37) 前注31)に同じ。
- 38) 前注31)でもふれたように、領賞後、規定では三日間の会同館開市が許されたので、シュルガチの北京退出は一二月二八日頃であった。
- 39) 『明実録』万暦三六年一二月庚辰（二七日）条によると、「頒給海西弗思木等衛女直夷人莊台、看只木等二百二十一名貢賞如例」とある。これがイェへ国派遣の朝貢団であったことは前掲拙稿「明末の海西女直と貢勅制」p.57 参照。
- 40) 『万暦邸鈔』万暦三六年九月条に載せる刑科給事中彭惟成の上疏に「近聞海西建夷一千五百人蜂擁入関。……」とあって、万暦三六年の女直人入貢者数は千五百人と誤伝され、かつそのように邸報にも掲載されたのであるから、朝鮮の冬至使はこの種の邸報を見たか、それに依拠する「物議」を聞いたのであろう。
- 41) 参考までに（2）を書下しにすると下記ようになる。
- 「近日 各道の科臣 相臣を攻撃すること尤も急にして、彈章虚日無く、李廷機を晁錯の釁を七国に開くの罪に比するに至る。蓋し前日に夷人入貢するの時、沿路各駅の車を發して運送するの際、駅卒・居民参半して車を出だす。建夷驕横にして、一車發する所の処、銀六、七両を徴す。駅民侵暴に堪えず、相繼いで流散す。廷機 官を差わして曉諭し、其の約束を定め、其の車価を減ず。建夷忿怒し、執りて以て辞と為し、絶ちて入貢せざる者数年なり。今冬始めて來貢を為し、而して數は一千五百人に至り、車価を侵徴すること倍して二十余両に至る。居民・駅卒 家を売るも給りず、繼いで以て逃竄す。
- 且つ遼東開原衛以北、土地沃饒にして、居民殷富なり。建夷 以為えらく「開原以北は皆我が地なり、若し居民を撤還せざれば、則ち宜しく地稅を以て我に輸すべし、然らずんば則ち盡く殺して遣す無からん」と。李成梁屢次題奏し、歳々地稅八千両を給す。広寧の錢糧足らざれば、成梁 常に家財を以て厚く建夷に遣り、務めて其の怒を止む。而して又た軍卒の月銀を剋減して、其の不足を補う。故に軍卒 之を怨む。
- 科臣 參論して、車価を削減し、地を捐て悔りを受くるを以て、廷機・成梁の罪案と為す。然れども中国已に

此の築虜横恣の勢を制する能わずして、瞋目一怒すれば、朝廷震恐す。他に地を奪われ税を取むれども、而れども敢えて討めず、害を一路に貽せども、而れども敢えて問わず。成梁の棄地給税、固り罪有るなり。廷機の車価を削減するに至っては、亦た容さざるに出づ。已にして等しく論ずるに開墾の罪を以てするは、亦た冤ならずや。」

上掲の内容中、特に棄地陷虜事件に関わる第二段の「且つ遼東開原衛以北」から「故に軍卒 之を怨む」までの記述は、事実と齟齬する部分が多い。「遼東開原衛以北」は無論、寛奠等六堡辺外の錯誤であろうし、「歳給地稅八千兩」はヌルハチが棄地事件以前に、寛奠等六堡辺外への漢民入植と引き替えに得た代償銀八百兩を誤伝した数字であろう。八百兩の内実については、前掲三田村泰助「ムクン・タタン制の研究」pp.127-130 参照。

- 42) 前掲和田清「明末に於ける鴨緑江方面の開拓」p.537 参照。
- 43) 前掲三田村泰助「ムクン・タタン制の研究」p.178 参照。
- 44) 車価とは注 41) に掲げた書下し文によれば、朝貢団を運送するために、進貢路沿道の駅卒と居民に朝貢団が利用する車輛を供出させる際に、駅卒と居民から車輛単位で徴発してヌルハチ等の女直朝人貢団に供与した銀兩を意味した。車価の発端については楊道賓の奏疏（『皇明經世文編』卷四五三所収「建酋兼併属夷、憑凌属国、罪状已著、乞速頒文告、嚴飭武備、以遏乱萌事」）に、「廩給騎馬而外、其始每車束十夷装、每夷給一疋布。若所謂恤差錢者。而其後折布為銀（騎馬を廩給する而外、其の始めは車毎に十夷装を束え、夷毎に一疋布を給す。所謂恤差錢の若き者なり。而して其の後に布を折して銀と為す）」とある。要するに、もとは入貢者の旅装用に給付した布疋が後に折銀され、その負担が駅卒に転嫁されたというのが、車価問題の実相であったようである。前記楊道賓の奏疏、および李廷機の礼部主事鄭振先に対する反駁（『万曆邸鈔』万曆三六年三月条）によれば、当初一輛当り銀四、五兩であった車価がヌルハチの要求によって一七、八兩にまで増額されたため、豊潤（＝北京東方）等五駅の牛頭于大秀らが窮状を李廷機に泣訴するに至ったという。車価がいつ頃から始まったのかは不明であるが、『明実録』万曆三〇年六月戊申条に見える蕭大亨の上疏に「去歲、建州の奴兒哈赤二貢を補進するが如き、咬思何等の夷、三河（＝北京のやや東方）各駅に於いて布匹・鞋襪を索要し、正額に倍す」とあり、いまだ折銀はなされていないものの、万曆二九年頃には存在したようである。
- 45) 満文老檔研究会訳註『満文老檔Ⅰ 太祖 1』1955、pp.8-9 参照。前掲の楊道賓「海建夷貢補至、南北部落未明、謹遵例奏請、乞賜詰問、以折狂謀事」は、巡撫趙楫・総兵官李成梁の会題を引いて、「遼陽管副総兵事參將吳希漢、本年六月二十一日に撫順所に至り、奴・速二酋に宣諭し、辺に上りて碑を豎て、馬を宰して盟誓す」と述べ、『満文老檔』のいう立碑・誓約の相手と日付がそれぞれ吳希漢（＝吳副將）と六月二日であったことが判明する。日付については、もとより二日を採るべきであろう。
- 46) 『明実録』万曆三十七年二月辛巳条に見える遼東巡按熊廷弼の奏疏「勘明撫鎮棄地陷虜事」、および前出の熊廷弼「撫鎮棄地陷虜疏」参照。
- 47) 熊廷弼「建夷婦疆起貢疏」（『籌遼碩画』卷一）参照。前注 33) に引く『明実録』の記事「（奴酋）自叩関補貢之後、憤驕日甚」は万曆三十七年の四月頃、つまり初夏の状況を述べていて、熊廷弼の見方を裏づける。『東夷考略』「建州攷」万曆四二年正月条に「流聞すらく、蜂蜜を売らず、以て糗糧に備えること五、六歳に幾しと。志小さきに在らず」とあり、この流聞が正確な情報だとすると、万曆四二年の五、六年前、すなわち停貢が発令された万曆三十七年（の特に秋冬）に、ヌルハチは食糧の備蓄を開始したのであり、停貢に対する一種の反応であったと解される。蜂蜜の備蓄に関しては『明季北略』卷一「蕭子玉偽称都督」も参照。
- 48) 前注 47) の熊廷弼「建夷婦疆起貢疏」に同じ。
- 49) 旧ハダ耕地の再開墾問題を含むヌルハチに対する明側の経済的干渉については、滕紹箴『努爾哈赤評伝』1985、pp.127-133 が詳述する。
- 50) 前掲三田村論文（p.273）は『開原図説』卷下「海西夷南関支派図考」の「自猛骨李羅死、吾兒忽答羈留不得帰、南関旧寨二三百里内、杳無人跡将十余年。近四五年、建酋且遣夷北来、修復旧者哈・王胡子両小寨。南関之地漸化為建州」に依拠して、ハダ国が一旦併合された万曆二七年から「十余年」を経た同三十七年頃からハダ故地の再開墾を開始したと説く。
- しかしながら、『開原図説』の成書年代は万曆四六年（1618）頃と推定され（傅吾康編『明代史籍考』[Franke,Wolfgang, *Introduction to the Sources of Ming History*, Singapore, 1968] p.229）、また同『図説』記載の最も早い年次も万曆四六年（卷上「撫安堡図」・「白家衝堡図」・「三岔兒堡図」の各図内に「万曆四十六年、東夷（＝後金国）入犯尅去」との注記がある）であるから、これを起点に逆算すれば「近四五年」とは万曆四一・四二年を指すことになり、かつまた万曆二七年（あるいはハダ国が最終的に滅亡する二九年）から「十余年」を経たという記述とも矛盾しない。
- 51) 『満文老檔』（満文老檔研究会訳註『満文老檔Ⅲ 太祖 3』1958、pp.1097-1103）に、ヌルハチが明の「（遼東）地方の主 ba i ejen」（周遠廉『清朝興起史』1986、p.172 によれば遼東巡撫の郭光復を指す）に宛てた長文の返信を載せる。その内容は逃亡者の隠匿と牛馬の窃盗を責め、人畜の返還と盗賊の押送を要求する「地方の主」

の書信（万曆四二年六月一七日付）に対して、ヌルハチが事実を踏まえつつ、具体的かつ整然と反論するもので、その文言に尊大さは微塵もない。この冷静な対応は、「退地定界」直後におけるヌルハチの隠忍自重をよく物語る。

付記

本稿は2021年度立命館史学会大会での発表「朝貢から見たヌルハチの対明関係について」を大幅に改稿加筆したものである。

（本学文学部非常勤講師）